

警察監獄學會雜誌

版 第 五 号 所 有

目 録

論 說

○ 清浦警保局長講談筆記(其三)

雜 報

○ 警察教官ヘーン氏演說筆記(其三)

○ 愛町は危険なり

○ 出火場の防禦線

○ 白濁

○ 町名標

○ 貧民の救済

○ 家屋の高さ

○ ヘーン氏

○ 隱微

○ 葬送等の如き行列

○ 警察散布制

○ 舊見付の樹形

○ 萬國監獄博覽會への出品

○ 囚人の獄衣

○ 在監人の敬禮

○ 典獄の任免

○ 街路修築法

雜 錄

○ 在監人の携有貨物領置方に就て
馬 溪 山 人

獨逸國通信

○ 獨逸國伯林府感化協會所屬感化院ノ概況

統 計

○ 明治廿二年中各府縣火藥賣買高

○ 明治廿三年一月末全國在監人現在
調

問 答

○ 第七問一般違警罪ト地方違警罪ト
チ區別スルノ理由如何
陸前 古川 一口 生

○ 第八問在監人ノ番號
附ヶ方ノ解答
東京 天狗道人

法令註解

○ 警察巡閱規則(承前)

寄 書

○ 警察官信用論(續)

尾陽 望 金 生

○ 警察官諸君ニ英語ノ研究ヲ望ム
帝國大學理科卒業生可兒三隆

第四號目錄

- 論說
 - 警察教官ヘーン氏演說筆記 八木秀太郎
 - 濟貧警察論 雜報
 - 神社と神道との區別
 - 荷車の載量
 - 車輪幅を制限する事能わざる
 - 乘合馬車及自轉車
 - 車の避讓法を一定しては如何
 - 馬車鐵道軌條間
 - 御斷り
 - 水道條例
 - 街路の遊嬉
 - 雜沓地騎馬の取締
 - 貧民の住所
 - 地方公立病院
 - 賣卜占考の類は人心を蠱惑し良民を荼毒するの弊なき乎
 - 秘術の傳授
 - 禮式の自然を迂くる事あかるべし
 - ヘーン氏
 - 英佛巡查靴の差違
 - 大阪市内警察區域改正の計畫
 - 警察官服制
-
- 警察官劍制
 - 福岡縣殉難警察官氏名錄
 - 看守及監獄傭人分掌例第三十二條の精神
 - 摸範監獄と監獄官練習所
 - 萬國監獄博覽會委員
 - 萬國監獄博覽會への出品
 - 小監獄の廢止
 - セーバツハ氏
 - 典獄の任命
 - 牛肉と馬肉を鑑別する法
 - 撰舉會場取締に關する一策
 - 雜錄
 - 舊幕時代大赦言渡ノ概況 蘇南識
 - 炊夫掃除夫看病夫ノ獄衣ニ其業名ヲ墨書スルノ不可
 - 議員選舉等に際し人力車夫の買入に就て
 - 獨逸國通信
 - 決闘
 - 新著監獄學ノ良教科書
 - 統計
 - 明治二十二年々末全國在監人現在員表
 - 問答
 - 第四問假出獄要件ノ解答
 - 第六問說諭限界ノ解答 天狗道人
 - 第七問一般違警罪ト地方違警罪トチ區別スル理由如何 鹿兒嶋薩南寓 東郷中
 - 第八問在監人ノ番號ハ如何ナル附ケ方チ以最良トスル乎 島根 蜻蜓山人美哉
 - 第九問在監人ノ獄衣番號ニ就テ 朽木 宇都 山人 大阪 柳 橋 生
 - 法令註解
 - 勅令第拾號
 - 警察巡閱規則
 - 法律第三十一號
 - 寄書
 - 警察官信用論 尾陽 望 金 生
 - 後見人ノ制 九 坡 逸 人
 - 警察及司獄官ノ官宅ヲ普及スヘシ 番町 一 寒 生
 - 警察官ノ權利義務 駿 臺 居 士
 - 翻譯
 - メルボン監獄吏員服務規律 (第二號續)
 - 警察局出仕 眞木 喬譯

論說

警察監獄學會雜誌第五號

● 清浦警保局長講談筆記(其三)

取締規則制定

地方長官ニ於テ地方取締規則ヲ設ケ之レカ制裁ヲ定ムルノ權ハ將來府縣制ノ制定アルモ變更アルコトナク其科料額及ヒ拘留期ハ却テ今日ヨリモ高額長期ニ至ルコトアルヤモ知ルベカラス抑モ地方取締規則ハ一地方限リ施行ノモノニモセヨ既ニ府縣令トナリテ發布セラレタル以上ハ地方ノ法令ニシテ人民ノ利害休戚ニ係ルコト鮮少ナラス即チ中央政府カ立法院ノ議ヲ經テ公布シタルモノト其ノ管内ニ施行セラレ、ノ効力ニ至リテハ格段異ナルコトナキモノナリ警察ニ關スル府縣令ヲ觀ルニ朝令暮改ノ弊アルヲ免レサルニ似タリ畢竟スルニ實地施行上必要已チ得サルヨリ生

セツコナラフコトナレバ或ハ署長會議等ニ於テ斯クナラサルベカラズナドト云フコトヨリ爰ニ至リ或ハ他府縣ナトニ其設ケアルヨリ必要如何チ重ンセス體裁ト書一主義トニ基キ規定シタルニハアラザルカト思考セラレ、モノアリ何トナレハ其土地ノ狀況ニ照較スレハ斯ノ如キ規則ノ實行シ得ラルヘキ程度ニアラス又之チ實行スルノ必要モ殆ント之レアラサレハナリ凡ソ法ヲ設ケテ其ノ法ノ行ハレサルモノハ徒法ナリ徒法ハ寧ロ法ナキノ簡ナルコト如カス茲ニ一例ヲ舉ケンニ或地方ノ取締規則中ニ道路ノ樹木ニ牛馬ヲ繫クヘカラストノ箇條アリ道路ト云フキハ國道ナリ縣道ナリ里道ナリ皆之チ包含スルチ以テ牛馬ヲ使用スルモノ、爲メ豈差支ナカラフヤ蓋シ實際ニハ法ノ如ク行ハレサルモノナラン近來ハ是等ノ件ニ付キ追々注意アリテ較ヤ其宜キヲ得ルニ至リタレバ尙ホ能ク實際ノ適度ト其ノ必要トニ應シテ法ヲ定メ一旦定メ

論 說

タルモノハ經易ニ變更セサルヲ要ス英國ハ一旦法ヲ立テタル以上ハ容易ニ之ヲ改メサルヲ榮譽トナスト云フ前年刑法頒布アリタルモ世間ニ於テ刑法ハ寛大ニ失ストノ論囂々タリ明治十六年ニ刑法改正ノ説起リシ位ニシテ當時余ハ右改正論ニ對シ意見ヲ述ヘタルアリ當時刑法ノ改正ナカリシモ今日迄左程差支ノ廉モナクシテ經過セリ抑モ輕易ニ法ヲ改ムルハ自ラ法ノ輕キヲ示シ徒ニ多事ヲ求ムルモノナリ法ノ行ハル、久シキモハ法ヲ執ルモノ慣手妙用ノ効アリ是レ他ナシ自然其法ニ熟スルト及ヒ判決例説明書等立法ノ主旨ヲ發揚シ妙用ヲ助クルヲ以テナリ西哲ノ言ニ充分ナル法律ト雖モ不慣行ノモノハ不充分ナル法律ノ慣行シタルモノニ若スト是レ他ナシ利用ニ難易アレハナリ地方ノ規則ハ政府ノ發シタル法律ヨリ輕キハ輕キナレモ其ノ地方ニ於テ行ハルヘキ効力ハ法律ト同一ノモノナレハ容易ニ規則ヲ改メ自ラ其輕キキチ經ルルモハ從テ緩慢放任ニ流レ易ク或ハ弊ノ舊ニ復スルモノナキニアラス法律命令執行ノ任ニ當ルモノハ法ヲ遵守スルヲ人民ノ慣習トナサシムヘキヲ勉メサルヘカラス能ク永久ニ之ヲ執行スルモハ自然慣習トナリ督促若クハ制止ヲ要セスシテ能ク行ハルニ至ルモノナリ東海道ヲ經過シ歸京セシ人ノ話ニ島田金谷日阪邊ノ車賃ハ尤モ高ク且ツ車夫ニ惡弊アリ畢竟昔時ノ大井川越シ人夫即チ雲助ノ弊習尙ホ今日ノ車夫ニ流傳セシモノナラント慣習ノ奪フヘカヲサル夫レ此ノ如ク浸潤ノ深キモノナレハ規則施行上十分ノ注意ヲ加ヘ良習慣ヲ付クルヲ肝要ナリ將來ハ人力車取締規則等ノ如キハ其制裁力ニ依ラストテモ自然慣習ニ依リテ實行シ得ラル、様ニ至ルコソ望マシケレ假令鐵道竣功瀛車運轉スルニ至ルモ人力車不用ト云フコトハナラシ依テハ旅客ノ便チ欠カス且ツ安心シテ乘リ得ラル、様爲サ、ルヘカラス夫レ

ヲ示シ徒ニ多事ヲ求ムヘキモノナラシヤ取締規則ノ執行

明治十九年内務省訓令馬車人力車宿屋取締規則標準ニ依リ各地方ニ於テ施行セラレタル當時ハ隨分苦情百出實施上其結果如何チ氣遣ヒタリシカ右ハ一時ノ苦情ニテ割合ニ能ク行ハル、ニ至レリ實地巡察シタル人ニ就キ其得失上公平ナル意見ヲ聞フヲ求メタルニ其答フル所ニ依レハ實際新聞ニ當初喋々センカ如キニアラス案外ニ能ク行ハレ居ルト云ヘリ又予ノ實見スル所ニ依ルモ先ツ可ナリ行ハレ居ル様認メタリ殊ニ實施ノ地方ト未タ實施セサル地方トチ比照スレハ便否上著シキ差違アリト信ス然レモ唯體裁ノミチ以テ之ヲ評スヘカラス其精神ニ至テハ尙ホ將來實施上ノ模様ヲ見サレハ之ヲ評スル能ハサルナリ凡ソ何事ニモセヨ又何物ニモセヨ執行官タルモノ其初メニ當リテハ活潑ノ精神ヲ振フテ斷行セシモ時日久シ

進新後ハ長足ノ進歩ト政體ノ幼稚ナルトノ爲メ法律規則モ勢ヒ改正多キヲナリシナレモ漸次秩序ノ立ツニ從ヒ自然屢々改正ヲ要セスシテ慣行ヲ以テ變通スルニ至ルヘキヲ英國ノ如クナランコト希望スルナリ政權上ノ話ニ英國ハ其主權ヲ床ノ下ニ固ク埋メ込ミ佛國ハ其主權ヲ屋根ノ上ニガツト上ケ置クト云フ諺アリ是レ唯政權上ノコトヲミナス其他總テノ事能ク其根本ヲ鞏固ニシ然後漸次實行セラレ、モノナリ警察百般ノ事ニ至リテモ精神ヲ固ク床下ニ埋メ込ミ被治者ノ腦髓ニ固結セシムル様ニナスハ尤モ肝要ナル所ナリ

保護干涉ノ區別

從前ハ司法警察ニ偏セシモ近來行政警察ニ注意スルヨリシテ保護大ニ行届クノ現況ヲ見ルハ予ノ満足スル所ナリ然レモ熱心ノ餘リ保護ノ範圍ヲ超過シテ干涉ノ區域ニ踏込ムハ忌ムヘキヲナリトス格言ニ曰ク

論 說

法律規則ニ禁セラレサル條件ハ人民ノ自由權内ニ於テ行爲スルヲ得可キモノナリト是レ禁令ナキモノハ人民ノ自由ニシテ他ヨリ掣肘セラル、トナキヲ云フナリ故ニ禁制外ノトニマテ立チ入り之ヲ制シ之ヲ指示スルハ即チ干渉ナリ特ニ注意シテ之ヲ避ケサルヘカラス去リナカラ日常千差萬別ノ出來事ヲ處辨シ人民ヲ保護スル實際ノ施行上ニ於テハ多少變通活用ノ餘地ヲ保テサルヘカラサルノ必要アリト雖モ然レモ豫テ上ニ述フル精神ヲ以テ事ニ處スルハ所謂取諸左右逢其源ノ真理ニシテ百般ノ行爲蓋シ其正鵠ヲ誤ラサルヘキナリ此等ノ注意十分ナラサルヨリシテ實地意外ノ結果ヲ生スルヲナキニアラス例ノ巡査巡行中醉客ノ路傍ニ横臥スルヲ撞見シ保護上之ヲ呼起ス然ルニ醉客ハ睡眠朦朧トシテ其巡査タルヲ知ラズ乃チ曰ク余ハ余カ自由ヲ以テ眠ルナリ汝何者ゾ入ラサル世話ヲナスナドト暴言ヲ吐クトアリ其時巡査ハ

シテ實地ノ狀況ヲ觀察セシメノト尤モ必要タルヘシト雖モ吏員及ヒ費用等ノ都合モアレハ實際行ヒ得カクシ報告法ヲ設ケタル所以ノモノハ所謂階前萬里ノ精神ニ外ナラス地方ノ事情及ヒ取扱ノ當否如何ヲ判決スルハ一ニ此ノ報告ニアリト云フヘシ然ルニ地方ノ報告ヲ見ルニ便宜取捨補綴シタルカ如キ痕アリテ實際ノ眞影ヲ報告セサルノ弊アルモノ、如シ若シ報告ニシテ其實ヲ得サルモノアルハ施政上意想外ノ結果ヲ生スルニ至ランモ計ルヘカラス就テハ精密注意其眞實ヲ報告セシメ想像的裝飾的ノ弊ヲ除去スヘキト肝要ナリ又臨時報告ハ尤モ敏速ヲ要スルモノナリ然ルニ地方或ル出來事ノ通信ハ新聞紙上ニ早クモ掲載セラレ警察ノ報告ハ新聞ノ通信ヨリ遅ル、ト多シト是レ其事實ヲ慥ムル等ノ爲メ時日ヲ要スヘシト雖モ敏速ナラサレハ臨時報告ノ効ナシ是レ又注意アリタシ

忽チ怒ヲ發シテ之ヲ拘引シ又ハ侮辱罪トシテ之ヲ告發スル等ノ怪事ナキニシモアラス否ラサルモ之ヲ拘留所ニ入レ置キ酒ノ醒ルヲ俟ツカ如キコトアリテ醉客ハ拘留所ニ一夜ヲ明シ薄着ノ爲メ病患ヲ起スカ如キ奇聞ニ接スルトアリ是等ハ當初保護ノ親切心反テ惡結果ヲ生シタルモノニシテ眞ニ面白カラサル出來事ナリトス抑モ警察官タルモノハ苟モ其職務ノ保護官タルヲ忘ルヘカラス能ク最初ノ心ニ反省シ而シテ一時ノ感情ニ制セラレサレテ要ス假令他ヨリ暴言ヲ吐掛ルモ心ヲ動カサ、ルノ勇氣ナカルヘカラス蓋シ忍フヘカラサルヲ忍フコソ眞正ノ勇氣ナルヘシ

警察報告

警察ニ關スル定期報告ハ知事ヨリ内務大臣ニ之ヲ報呈スルモノナレモ其根元ヲ推スルハ材料ノ原素ハ巡査ノ觀察上得ル所ニアリト云フヘシ抑モ地方政務ニ對シ十分ノ監督ヲナサノハ常ニ官吏ヲ各地ニ派遣

報告ノ簡明

巡査ノ手帖或ハ日記等ヨリ抄録シテ上官ニ提出シタル所ノ報告書ヲ一見セシニ中ニハ往々不必用ノ件ナキニアラス夫レ巡査ノ手帖日記等ニ記載シタル事柄ハ監督者ニ於テ一覽セハ可ナルモノナリ時アリテ署長警部長ニ於テ監督上手帖ヲ點檢スルハ必要ナリト雖モ繁縟ナル手數ヲ煩ハシテ一々之ヲ警察署長警部長ニ迄特ニ報告スルニハ及ハサル可シ凡ソ警察上氣脈ノ貫通スルハ最モ必要ノトナレモ其極徒勞ニ屬スヘキ報告ヲモナスニ至リテハ其弊ヤ儀式ニ泥ミ繁雜ニ陥リ反テ報告ノ効ヲ見サルノ虞アリトス故ニ其必要ニ必要等ハ監督者ニ於テ宜ク之ヲ鑒別スヘシ格言ニ曰ク繁密及不明ハ錯雜ヲ生ス又曰ク其問題簡單ナルハ其問題更ニ明ナリト現ニ余カ各府縣ノ報告ヲ見ルニモ其報告餘リ繁密冗長ニ過ルハ自然其要領ヲ得サルノ感ナキニアラス報告ハ須ラク摘要簡明ナ

ルチ尙フヘシ又巡查ニ對シテモ其報告ノ要不要ヲ區別シテ平素訓諭指示シ置カレントヲ要ス
統計表

物原因アリテ而シテ其結果アリ結果ヲ見テ其原因ヲ究ルハ政務上緊要ノトトス故ニ將來ノ方針ヲ定ムルハ既往ノ統計如何ニ依ルヘキモノナリ統計ノ事豈杜撰ニシテ其目的ニ適ハンヤ然ルニ或ル地方ノ當局者ハ自カラ其報告セシ統計ニ誤リアルト述ヘ統計ニ依テ目安割合チセラレテハ困ル統計ハ不精確ノ廉アリ一概ニ信ヲ置クニ足ラサルトノ説ヲ爲シタルモノアリ豈誤レルノ甚シキモノニアラスヤ凡ソ政治上ノ事ハ多ク統計ニ依リテ仕事ノ割出チナスモノナリ政治ノ能ク行届キタル國ニ於テハ極必要的ノモノニシテ政治ノ材料ナリト云フ程ノモノナレハ統計調査上ニ付テハ將來十分ノ注意アラントヲ要ス畢竟是等モ亦各警察署ノ報告ニ依リテ調製シ其報告モ亦各巡查

ノ手帖ヨリ生出スルモノナレハ巡查ノ手帖ハ監督者ニ於テ常ニ細心注目ヲ怠ルヘカラス
帳簿整理

警察署分署ノ諸帳簿ヲ見ルニ各署區々錯雜チ免カレズ蓋シ各官廳共此ノ弊ハ同様ニシテ一時限リノモノモ又永久ニ保存スヘキモノモ之チ一括編纂スルカ爲メ書類山ノ如クニ積ミ數年ヲ經レハ之ヲ藏スル所ナク特ニ文庫建設ヲ要スルニ至ノ虞アリ依テ永久保存ト一時保存ノモノトヲ區別シ治罪ニ關スル書類ノ如キハ期滿免除チ以テ保存ノ限リトスル等種類ニ依リ其保存期限チ一定シ又帳簿編輯ノ方法ヲモ規定セハ右ノ如キ虞ナキノミナラス時々ノ索引便覽其効蓋シ樹カラサルヘシ是等ハ頗ル難事ニ屬シ他ノ官署ニ於テモ未ダ能ク行ハレサル向アリト雖モ差向警察部内丈ナリトモ警察本部ヨリ一定スル様克ク其方法ヲ設クルハ尤モ肝要ナルトナリ

●警察教官ヘーン氏演說筆記(其二)

俸給ニ就キテ

巡查ノ俸給ノ寡小ニ失スルコトニ就テハ予ハ既ニ屢々鄙見ヲ開陳セリ。諸君モ亦之ヲ熟知セラル、ナラン。斯ク諸君ノ厭倦ヲ顯リミスシテ重複ニモ屢々之ヲ陳述スル所以ノモノハ一意。唯タ諸君ヲシテ鄙見ノ不當ニ非サルヲ認識シ。少クモ月額ニ就キ平均一圓宛ノ増加チ實行スルニ至ラシメンコトヲ冀望スレハナリ。思フニ他ノ事項。則チ繁文ヲ省キ冗員ヲ汰スルノ方法ヲ以テ充分ニ節減チ行ヒタル上ニ於テ俸給増加ノ議案ヲ提出セハ府縣會ハ進シテ之ヲ可決スルニ躊躇セサルヘシト信ス

此他。進級ヲ以テ獎勵法トナスハ予ノ是認スル能ハサル所ナリトス。諸君ハ必ラス進級ヲ以テ精勉且ツ有用ノ巡查ヲ獎勵スルニ必要。欠クヘカラサル方法

ト信スルナラン。然レ予ハ斯クノ如キ巡查ヲ獎勵センニハ他ニ良法ノ據ルヘキモノアリト信ス請フ後段ニ之ヲ陳ヘン

鄙見ニ據レハ巡查ハ總ヘテ之ヲ三級ニ分ツニ止メ各級。其俸給額チ同シクシ且ツ其定員ヲ限定シ進級ハ主トシテ勤務年數ニ據ツテ之ヲ爲スヘシ聞ク所ニ據レハ巡查ヲ採用スルニ當リ一旦。他縣ニ於テ奉職シタル者ヲ其當時ヨリ上給ノ位置ニ任命スルモノアリト謂フ。斯クノ如キ採用法ニ就テハ予ハ大ニ異見ナキ能ハサルナリ。尤モ止ムチ得サル事故ノ爲メニ一旦。辭職シタル者ヲ前ト同等ノ位置ニ採用スルハ格別。差支ヘナカルヘシト思考ス然レモ普國ニ於テハ一旦。辭職シタル者ニシテ再ヒ就職セント欲スル者ハ總ヘテ一般ノ新任者ト同シク最下等ノ位置ニ非サレハ之ヲ任用セサルモノトス俸給支拂法ニ就テハ無用ノ手數ヲ用フルコト多キモ

ノ、如シ殊ニ請求書ヲ出サシムルカ如キハ毫モ繁文
 省略ノ趣旨ニ適セサルモノナリト信ス。若シ全國ヲ
 通シテ此方法ヲ用フルモノトスレハ警察員數凡ソ二
 万六千人ニ就キ之レニ十二ヲ乘シ毎年。三拾一万二
 千ノ書類ヲ見ルニ至ル。而シテ若シ假リニ之ヲ毎日
 〇百件宛。取扱フモノトスレハ總件ニ付キ凡ソ三千百
 二十日ヲ費ヤスノ割合トナル。之レニ要スルノ費用
 〇。例ヘハ紙料。使賃。等ヲ合計セハ其損失モ亦タ決
 シテ擧少ナラサルコト。知ルヘキナリ

旅費ニ就テ

旅費ハ總ヘテ同一ノ額ナラシメテノコトヲ望ム尤モ夜
 中。受持區外ニ滞在スルモノニ對シ多少。優等ノ金
 額ヲ給スルノ法ヲ設クルハ格別ナリ

採用法ニ就テ

現今ノ制度ニ依レハ警部以上即チ判任官ハ文官普通
 試験ニ及第シタルモノニ非サレハ之ヲ採用スル能ハ
 アラサルヲ以テ凡ヘテ地方税ノ支辨ニ屬スルモノト
 ス。此種ノ官吏ハ既ニ今日ニ於テモ實際。之ヲ置ク
 ノ地方。少カラス。希ハクハ其名義ト職權ノアル所
 ナ明ラカニシ。其効績ヲ表明スルニ至ラシメテノコト
 ナ

懲戒ニ就テ

官吏ヲ懲戒スルニ當リ先ツ待罪書ヲ出サシムルノ制
 アリ。凡ソ身ニ惡事アレハ百方。之ヲ隱蔽セント欲
 スルハ人情ノ常ナリ。然ルニ事。全ク之レニ反シ己
 レノ罪狀ヲ暴露シテ其處分ヲ請ハシム。予ヲ以テ之
 ナ見レハ實ニ奇異ノ感ナキ能ハサルナリ。果シテ如
 何ナル實効ヲ奏スヘキカ。將タ無用ノ手續タルニ止
 マルナキヲ得ンヤ

休暇届等ニ就テ

賜暇願欠勤届等ニ就キ特別ニ帳簿ヲ備ヘ置クノ必要
 ナシ。是等ハ凡ヘテ完全ナル履歷簿ヲ作ツテ其中ニ

サルモノトス然レモ警察ノ職務ハ一種特別ノ性質ヲ
 有シ他ノ普通判任官ノ職務ト同一視スヘカラサルモ
 ノアリ故ニ部見ニ據レハ其採用法ノ如キモ普通判任
 官ト同一ノ方法ニ由ルハ甚タ事体ノ宜シキヲ得タル
 モノニ非ラスト信ス

其他。予ノ考案ヲ以テスレハ警部ノ數ハ尙ホ之ヲ節
 減スルヲ得ヘシ。警部ノ署長ノ下ニ尙ホ一人ノ警部
 ナ附屬セシメ兩者ノ間。恰カモ長官ト屬官ノ如キ關
 係ヲ呈スルモノアリ。其結果ハ偶々事務ノ澁滞ヲ來
 タシ。統一ノ運動ヲ欠クニ至ルヘキナリ

依テ次席警部ヲ廢シ之ヲ補フ爲メ且ツ監督事務ヲ執
 行セシムル爲メ予ハ一ノ新方案ヲ採用セラレシコト
 ナ望ム。此方案トハ伯林ニ於ケル警察曹長ノ如キ官
 吏ヲ設クルコト即チ是レナリ。該官吏ハ署長ニ對シ
 テハ下僚トシテ隸屬スヘク巡查ニ對シテハ上官トシ
 テ相當ノ資格ヲ享有スヘシ。尤モ其位置ハ判任官ニ

記錄シ置クヘキナリ

件名簿ニ就テ

件名簿ニ就テハ其欠點ヲ發見スルモノ一ニシテ足ラ
 ス。或ハ受付番號ヲ記セサルモノアリ或ハ書類ノ所
 在ヲ誤記スルモノアリ。或ハ交互錯雜。明瞭ヲ欠ク
 モノアリ。或ハ數冊ニ分チ又ハ數部ニ分類スルモノ
 アリ。之ヲ要スルニ不整理。不明瞭ノ議ハ到底。之
 ラ免レサルモノ多キニ居ルカ如シ

故ニ予ハ此ニ簡明ニシテ且ツ警察署等ノ取扱ニ便ス
 ヘキ件名簿ノ雛形ヲ案出シ且ツ其記入ノ方法ヲ開示
 スルアラント欲ス尤モ此事ニ就テハ復命書ノ中ニ詳
 述スル所アルヲ以テ諸君モ亦タ他日之ヲ一覽セラル
 ヲノ時。之レアルヘシト信ス故ニ此ニハ唯々其概略
 ナ陳述スルニ止ムヘシ則チ別表第一號ハ收受シタル
 事件ニシテ警察署内ニ現存スルモノナリ。第二號ハ
 收受シタル事件ニシテ既ニ他ノ官署ニ送致シタルモ

ノナリ。第三號ハ新ニ警察署内ニ起リタル事件ニシテ後ニ他ノ官署ニ送致シタルモノナリ。此三件ハ其性質ヲ異ニスルヲ以テ從ツテ其記入法ヲ異ニスルモノトス

事件ノ調査ニ就テ

警察署内ニ留存スル書類ハ最モ檢閲ノ價直アルモノナリト謂フヘシ若シ夫レ精細ニ一々之ヲ檢閲セハ往々書類調査ノ缺漏又ハ粗笨ナルヲ發見シ。署長ノ事務ヲ取ルコトノ未タ到ラサル所ノモノアルヲ認定スルニ足ルモノ少カラサルヲ見ルヘキナリ。其多數ノ實例ハ復命書中ニ之ヲ開陳シタルヲ以テ諸君ノ他日。之ヲ一覽セラル、ノ機會アラン。是等ハ固トヨリ課官ニ由ツテ聞キ得タルモノヲ舉示シタルニ過キサルカ故ニ若シ諸君ノ慧眼ヲ以テ直接ニ之ヲ檢閲セハ必ラス幾多ノ例證ヲ發見スルニ難カラサルナリトナルヘシト信ス今一例ヲ舉ケテ之ヲ示ス即チ或ル警察署ニ

雛形ヲ作り全國ヲ通シテ之ニ準據セシムルヲ要ス右ハ殊ニ人力車營業ノ取締上必要ナルコトナリト信ス。試ミニ予ノ案出セル三種ノ書式ヲ示シ諸君ノ參考ニ供スル所アラント欲ス。此三種トハ營業人名票。挽子人名票及車体票則チ是レナリ。保證金ハ其額。一樣ナラサルカ故ニ營業人名票中ニ之ヲ記入シ置クヲ要スルモノトス

保證金ノ制ハ全國ヲ通シテ同一ニ之ヲ限定スルヲ要ス。現況ニ就テ之ヲ見レハ地方ニ由リ其額ニ顯著ノ差異アルモノ、如シ尙ホ此事ニ就テハ復命書ヲ參看アランコトヲ望ム

多額ノ保證金ヲ徵收スルハ貧民社會ノ營業ヲ奪フト同一ノ結果ヲ見ルニ至ルヘキナリ

旅人宿營業ニ就テ

旅人宿營業ニ關スル書類ハ其營業ヲ休止スルト同時ニ之ヲ棄却スルモ妨ケナシ但シ營業休止ハ特別ノ認

於テハ監督チシテ或ル稍々重大ナル盜難事件(醫師ノ家ニ於テ百八十六圓ヲ窃取セラレタル事件ナリシ)ヲ取調ハシメ署長ハ毫モ之レニ關知セサリシ所ノ事實ヲ發見セリ然カモ署長ハ其當時。別ニ緊急ノ要件アリシニアラス。全ク其事件ノ輕重ヲ辨ヘサルニ由レリ。是レ豈ニ署長ノ事務ヲ取ルコトノ未タ到ラサルモノアルニ由ルナキヲ得ンヤ

書類ノ整理ニ就テ

予ノ復命書ニ於テ常ニ缺點トシテ指摘スルモノハ書類整理法ノ不完全ナルコト則チ是レナリ故ニ其改良方法案ニ就テハ今回ノ復命書中ニ之ヲ詳述セリ思フニ諸君ハ他日之ヲ一覽セラル、ナラン。故ニ此ニハ之ヲ省ク

取締營業帳簿ニ就テ

營業帳簿ハ往々件名簿ト符合スルコトナク且ツ特別ノ帳簿トシテ之ヲ備ヘ置カサルモノアリ故ニ一定ノ可チ受クシムヘキモノトス

旅人發着届ニ就テハ往々不完全ナルモノアルヲ目撃セリ。届書ノ整理方。其宜シキヲ得サルカ爲メニ現ニ滞在スル旅人ノ員數ヲ知ルコト甚タ困難ナルノミナラス。如何ナル人物カ幾日間。滞在シタルヤモ直チニ之ヲ知ル能ハサルナリ

貸座敷營業者ノ届書ノ如キモ亦タ頗フル不完全ナルヲ免レス。此届書ヲ以テ果シテ眞實ノモノト認ムルヲ得ヘキカ。多少。名譽心アルモノハ必ラス其眞實ノ住所姓名ヲ記セサルヘク。嫌疑アル者ハ益々堅ク之ヲ隱蔽スヘシ。故ニ其届書ノ虛偽ナルコト固トヨリ知ルヘキナリ。虚偽ノ届書果シテ何ノ用ヲ爲スカ。姓名。既ニ信ヲ置クヘカラス況ンヤ其住所チヤ。到底。之ヲ以テ犯人追跡等ノ資料トナスニ足ラサルナリ

古物商營業ニ就テ

古物營業帳簿ハ多クハ唯タ物品ノ賣買ヲ記載スルノ

ミニテ其物品ノ所在ヲ明ラカニセス且ツ其記載方頗
 フル錯雜シテ毫モ其實用ヲ爲スニ足ラサルモノ少カ
 ラス尙ホ又。地方ニ由リテハ一定ノ書式ヲ設クルコ
 トナク組合若クハ各營業者ノ考案ニ一任スルモノア
 リ。故ニ其様式。區々ニシテ同一ナルコト能ハサル
 ナリ

古物商營業帳簿ノ目的ハ之ニ據ツテ不正品ヲ賣買セ
 シヤ否ヤヲ確メ以テ犯罪捜査ノ便ニ供スルニアリ故
 ニ其書式ノ如キハ警察權ヲ以テ之ヲ規定スルヲ要ス
 而シテ右ハ全國ヲ通シテ同一ノ様式ニ準據セシムル
 コト必要ナリ

質商ニ就テ

質商モ亦タ古物商ト同シク現ニ綿密ナル帳簿ヲ有ス
 ルコトナリト雖モ是レ亦タ其書式ハ全國ヲ通シテ一様
 ナラシムルヲ要ス予ハ復命書ニ於テ普國ニ行ハル、
 所ノモノニ據リテ部見ヲ開陳シ置ケリ願ハクハ就テ

要ス

得遺失物ニ就テ

得遺失物ノ取扱ニ就テモ全國一般ニ同様ノ方法ニ準
 據セシムルヲ要ス。得遺失物届ハ先ツ通常ノ書類ト
 一樣ニ之ヲ件名簿ニ記入シ然ル後。更ラニ特別ノ得
 遺失物帳簿ニ登録スヘシ。件名簿ニハ番號ヲ以テ其
 届書ノ所在ヲ明瞭ナラシムルヲ要ス

諸君。或ハ斯クノ如キ手續ヲ以テ不必要ナリト思
 惟セラルヘナラン。然レモ現今ノ如キ取扱法ニテハ
 物品ノ所在ヲ搜索スルコト容易ナラス且ツ之レカ爲
 メニハ自然。當該官吏ヲシテ不正ノ所爲アルニ至ラ
 シムルコト亦タ全ク之レナシトハ謂フヘカラス若シ
 夫レ帳簿記載ノ法。不充分ナレハ嚴密ノ監督ヲ行ハ
 ント欲スルモ得テ望ムヘカラサルナリ

違警罪處分ニ就テ

違警罪處分手續ノ事ハ最モ諸君ノ注意スヘキ要點ナ

參看アラシコトヲ望ム又日本ニ於テハ小質商カ其預
 リタル質物ヲ更ラニ他ノ大質商ニ轉質スルモノアリ
 這ハ獨逸刑法ノ禁スル所ナリトス

幼年ノ勞働者ニ就テ

近年。製造所等ニ於テ幼年者ヲ使役スルコト漸ク多
 ク殊ニ製糸業ノ如キハ極メテ幼年ノ勞働者ヲ使役ス
 ルモノアルヲ見ル。是等事業ノ幼年者ノ精神及ヒ身
 体ノ發育ヲ障害スルハ疑フヘカラサルノ事實ナリ故
 ニ法律ヲ以テ其使役法ヲ制限シ以テ此弊害ヲ杜絶ス
 ルニ至ラシメシコト予ノ冀望スル所ナリトス。然レ
 モ若シ諸君ノ考案スル所ニ由リ。今日ノ場合ニ於テ
 ハ尙ホ未タ制限法ヲ設クルノ必要アルヲ見ストナラ
 ハ先ツ幼年者勞働ノ實況ヲ調査セシメ以テ其弊害ノ
 程度ヲ測知スヘシ但シ調査事項ハ内務省ニ於テ之ヲ
 定メ先ツ各府縣ニ送り各府縣ニ於テハ更ラニ之ヲ管
 内ノ各警察署ニ轉送シ以テ其調査ニ從事セシムルヲ
 リト信ス現今ノ如キ繁冗ノ手續ハ尙ホ永久ニ存續ス
 ヘキモノナリトハ思ハレス何トナレハ手續ノ爲メニ
 反ツテ犯罪者(違警罪)ヲ若ムルコト多ク殆ント手續
 即チ刑ノ重モナル部分ヲ占ムルカ如キ觀アルヲ免カ
 レサレハナリ。若シ果シテ將來ニ於テ改正ヲ行フノ
 必要アルモノナリトスレハ今日ニ於テ既ニ之カ改正
 ニ着手スルコト至當ノコトナリト謂フヘシ。殊ニ必要
 ナキニ犯人ヲ召喚スルカ如キハ速カニ之ヲ廢止セシ
 コトヲ望ム蓋シ召喚ノ目的ハ刑ヲ犯人ニ言渡スニア
 ルコトナリト雖モ斯クノ如キハ畢竟。不必要ノ手續
 タルヲ免レサルナリ

又。予ハ各地方ニ於テ人民カ市町村役場ニ届出ノ義
 務ヲ怠リタル件ニ就キ自訴スル者多キヲ發見セリ斯
 ハルコトハ歐洲ニ於テハ絶テ其事例アルヲ見ス。思
 フニ日本ニ於テモ早晚廢止セラル、ニ至ルヘキ歟。
 若シ夫レ正當ニ之ヲ言ヘハ斯クノ如キ事件ハ宜シク

市町村市場ヲシテ之ヲ告發シ併セテ其事實ヲ知會セシムヘシ然ラハ警察ハ之ニ據ツテ正確ニ處分ヲ實行シ能フヘキナリ

科料ヲ徵集スルニ當リ犯人ヲシテ銀行者ニ持參シ其者ニ就テ支拂ハシムルノ方法ヲ實行スル地方少カラズ鄙見ニ據レハ斯ヽル繁冗ノ手續ハ之ヲ省キ警察署長ヲシテ直チニ之ヲ受取ラシムルヲ要ス但シ署長ハ其收受シタル金額ハ毎月末ニ於テ之ヲ其府縣廳ニ送致スルモノトス試ミニ今此ニ違警罪處分表ヲ作ツテ

諸君ノ參考ニ供ス。若シ斯ク明瞭ナル處分表ヲ調製シ置クトキハタトヒ署長ヲシテ直接ニ金圓ヲ取扱ハシムルモ敢テ之カ爲メニ不都合ヲ醸生スルカ如キ恐レアルヘカラサルナリ

換刑ニ就テ
今日迄ノ慣行ニ依レハ科料ヲ言渡スニ當リ同時ニ換刑ニキ拘留ヲ指定スルコトナシ。故ニ若シ科料ヲ

拂ハサル場合ニ於テハ其都度新ニ換刑ノ手續ヲ行ハサルヘカラスト云フ然ルニ若シ科料言渡ノ際。同時ニ換刑スヘキ拘留ヲ言渡シ置クトキハ此重複ナル手續ヲ畧スルヲ得ヘシ。思フニ換刑ノ場合ハ極メテ稀有ナルコトナリト信ス然レモ將來モ尙ホ斯ク稀有ナルヘキカ將タ其場合ヲ増加スルニ至ルヘキヤハ宜シク今日ニ於テ。審査シ置クトキ要ス

留置場ニ就テ
警察留置場ノ位置及ヒ構造ハ近時。著ルシク改良ヲ施スニ至リタリト雖モ尙ホ今日ニ於テモ不完全ナルモノ掛カラサルナリ。現ニ或ル地方ニ於テハ殆ント鳥獸ノ檻トモ稱スヘキ陋隘且ツ不完全ノ留置場ヲ目撃シ又或ハ他ノ所ニ於テハ街路ニ添フテ之ヲ造リ。

留置人ヲシテ通行人ハ勿論其近傍ニ居住スル者ト容易ニ相交通ヲ得セシムルカ如キ不完全至極ノ留置場アルヲ發見セリ

民事訴訟ノ件數

身代限ノ處分ヲ受ケタル者ノ數
小學生徒ノ數

備荒貯蓄米ノ量數
荒地反別

開墾地反別
森林所有者ノ姓名

租稅滯納ノ爲メニ公賣處分ヲ受ケタル者ノ數
節婦孝子義僕等ノ如キハ果シテ如何ナル方便ニ據ツ

又或ル地方ニ於テハ其構造ハ別ニ非難スヘキ所アラサレモ事務所ノ入口ニ添フテ之ヲ設ケタルモノアルヲ目撃セリ故ニ留置人ハ管タニ警察署ニ出入スル者ニ就テ種々ノ事ヲ聞キ得ルノミナラス事務所ニ於テ談話スル所ノ如キモノモ細大トナク凡ヘテ之ヲ聞知スルヲ得ヘシ。斯クノ如キハ最モ弊害ヲ醸生スルノ恐レアルモノアリト云フヘシ。留置場ノ位置ハ豫メ最モ注意シテ撰擇スル所ナクンハアラサルナリ

職務外ノ雜務ニ就テ

警察ニ屬セサル事項ニシテ依頼若クハ請求ナクシテ尙ホ自ラ之レニ干與スルモノ少シトセス即チ或ル縣ニ於テハ駐在所巡査ヲシテ左ノ事項ニ就キ報告ヲナサシムルモノアリ

孝子ノ姓名

節婦義僕ノ姓名

職業ニ精勵ナル者ノ姓名

テ之ヲ識別スルヲ得ヘキヤ予ハ其皮想ノ認定ニ止マルナキヤヲ恐レヌハアラス。縱令ヒマダ能ク事實ヲ探知スルヲ得ルトスルモ之ヲ以テ果シテ何ノ用ニ供セント欲スルカ。予ハ幾ント其用途ヲ解スルコト能ハサルナリ

民事訴訟ノ件數及ヒ身代限處分者ノ數ノ如キハ若シ之ヲ知ルノ必要アラハ當該裁判所ニ照會シテ容易ク

精確ノ報告ニ接スルヲ得ヘシ。駐在巡查ノ報告ノ如キハ之ヲ以テ充分。精確ナルモノトハ信憑スヘカラスルナリ

小學生徒ノ數。新開墾地又ハ荒地ノ反別。公賣處分者ノ數等ノ如キハ町村役場ニ就テ充分精密ニ之ヲ詳悉スルヲ得ヘシ駐在巡查ノ如キモ若シ之ヲ報告セント欲セハ唯タ町村役場ニ就テ之ヲ探知スルヨリ外ニ由ナキナリ。故ニ駐在巡查ノ報告ハ到底。町村役場ノ記録ヨリ多ク精確ニ且ツ詳密ナルヲ能ハサルナリ。サレハ若シ精確且ツ詳密ノ報告ヲ得ント欲セハ直接ニ町村役場ニ照會スルニ如カス

備荒貯蓄米ノ如キハ既ニ縣廳ニ於テ其量數ヲ知得シ且ツ相當ノ方法ヲ以テ常ニ之ヲ監督シアルハ予ノ確信スル所ナリ若シ然ラザレハ他ニ相當ノ方法ヲ設ケスルハアルヘカカラス駐在巡查チシテ之ヲ報告セシムレハトテ之ヲ以テ正確ナル者トハ認ムヘカラス何時。少キヲ憂フルハ到ル所皆ナシ然ジサルハナシ。須ラク事ノ前後緩急ヲ斟酌スル所ナクソハアルヘカラス

警察官吏ハ單純ニ警察ノ職務ニ從事セシメ警察ノ管轄ニ屬セサルコト若クハ少クモ他ノ官署若クハ官吏ニ屬スル事項ニ就テハ渾ヘテ之ヲ報告スルノ義務ヲ負擔セシメサルヲ要ス

戸口表ニ就テ

警視廳ノ摸範ニ據ラテ調製シタルモノハ戸口表ノ實用ヲナス能ハサルモノ、如シ現ニ受持巡查ノ如キハ更ラニ特別ノ帳簿ヲ作り以テ其不足ヲ補充スルノ必要アルヲ見ル

犯罪人名票ニ就テ

犯罪人名票ノ如キモ未ダ完全ナル方法ニ據ツテ調製スルモノアルヲ見ス。何レモ皆ナ確正ナルモノトシテ充分之レニ信憑ヲ置クコト能ハサルナリ

トナレハ駐在巡查ハ米倉保管者ニ就テ其量數ヲ知ルヨリ外ニ他ニ其實否ヲ確ムルノ手段アラサレハナリ之ヲ要スルニ前記スルカ如キ報告ノ事項ハ巡查チシテ知リツ、不確正ノ報告チナスノ止ムヲ得サルニ至ラシムルノ恐レアリ

又或ル縣ニ於テハ各小學校生徒ノ員數及ヒ其勉否又ハ教員ノ授業ニ精勵ナルヤ否ヤヲ報告セシメ尙ホ時々學校ヲ巡回シテ其授業ノ實況ヲ視察セシムルモノアリ。奇觀モ亦タ甚シト謂フヘシ。學校ハ果シテ警察ノ管轄ニ屬スルモノナルカ。將テ犯罪捜査上何等カノ材料ヲ學校場内ニ發見スルノ望ミアルカ爲メナルカ

又右ト同一ノ縣ニテハ巡查チシテ富者及ヒ貧民ヲ報告セシムルモノアリ。果シテ何如ナル標準ニ據ラテ貧富ヲ區別セシメント欲スルカ。警察上。必要ナル戸口調及ヒ犯罪人調チナススラモ尙ホ事。多クシテ

宮崎縣ニ於テハ町村役場ハ嘗メ必要ノ事項ヲ印刷シタル郵便端書ヲ備ヘ置キ之ヲ檢察官ニ送ツテ犯罪者ノ處刑ヲ報告セシムルノ方法ヲ實行セリ警察署ニ於テモ亦タ之レト同一ノ方法ニ據リ犯數及ヒ住所ノ變更等ヲ記入スルヲ得ヘキ餘白ヲ設ケ且ツ番號ヲ以テ其端書ヲ保存スルノ仕組ヲ立ルトキハ警察署ニ於テモ亦タ時日ヲ費サスシテ實用アル犯罪人名票ヲ見ルニ至ルヘキナリ

監視ニ就テ

之ヲ要スルニ戸口表ナリ犯罪人名票ナリ共ニ全國ヲ通シテ同一ノ様式ヲ用ヒシムルコト必要ナリト信ス

彼監視人ヲシテ特ニ警察署若クハ分署ニ出頭セシムルコトハ徒ラニ貴重ノ時間ヲ費ヤシ且ツ其規則正シキ職業ヲ妨害スルノ恐レアリ故ニ右ハ駐在所ニ出頭セシムルヲ以テ充分ナリト思考ス

拘留狀ニ就テ

拘留狀ノ保存及ヒ棄却方ニ就テハ地方ニ由リ著ルシク其手續ノ相違アルヲ見ル。或ハ伊呂波順ヲ用フルアリ或ハ月日ヲ追フモノアリ或ハ年號順ニ據ルモノアリ。或ハ帳簿ヲ備フルモノアリ或ハ之ヲ備ヘサルモノアリ警察署及ヒ分署ニ於テスラモ既ニ其手續ヲ異ニセルモノアリ

時トシテハ既ニ不用ニ属シタルモノ即チ廢止若クハ處分濟ノ拘留狀ヲ棄却セサルモノアリ故ニ之レカ爲メニ不法ニ其者ヲ拘留スルノ危險ナキヲ保スヘカラス故ニ拘留狀ノ整理法ハ全國ヲ通シテ之ヲ一定シ而シテ其方法ハ伊呂波順ヲ追ヒ且ツ各音ニ就キ特別ノ帳簿ヲ編成スルヲ要ス

拘留狀ヲ無効ナラシメタルキハ檢察官ハ其旨ヲ警察本部ニ報告シ警察本部ハ更ラニ之ヲ各警察署ニ傳ヘ併セテ其無効ノ拘留狀ヲ棄却スヘキ旨ヲ報告スヘシ警察署ニ於テハ最初先ヲ之ニ據リテ其拘留狀ニ抹線

開陳セシ所ナレハ諸君モ亦之ヲ熟知セラルハコトナリト信ス故ニ予ハ前ニモ陳述セシカ如ク監督巡查ニ代フルニ上等巡查(即チ警察曹長)ナルモノヲ設ケ以テ巡查ノ上官タル資格ヲ保タシメント欲ス其徽章ハ襟若クハ袖ニ之ヲ附シ而シテ其俸給ハ一等級ノ額ヲ以テ之レニ給與スヘシ若シ果シテ該官ヲ置クトナラハ諸君ハ精勤ニ且ツ特効アル巡查ヲ獎勵スル機會ナキニ苦マサルヘク又其他ノ巡查ヲ昇級セシムルコト就テハ先ツ第一ニ服務年限ヲ省察スルモ不都合ナキヲ領得セラルハコトナラント信ス而シテ其行狀不良ナルカ又ハ屢々懲戒處分ヲ受ケタル者ノ如キハ躊躇ナク之ヲ降級セシムヘキコトハ予ノ常ニ開陳スル所ノ意見ナリ

鄙見。幸ニシテ採用セラルハ所トナラハ予ハ尙ホ此ニ一ノ冀望スヘキモノアリ他ナシ此上等巡查ノ員數ハ必要ヲ程度トシテ成ルヘク之ヲ制限シ多數ノ監督

チ引クカ又ハ無効記載ヲナシ後チニ之ヲ帳簿ヨリ撤去スヘシ。警察本部ノ報告ニハ主任者ノ捺印アルヲ要スルモノトス

事務所

留置場ハ事務所ト密接セシムヘカラストハ前ニ既ニ之ヲ陳述セリ然レモ亦之ヲ隔離シタル位置ニモ設クヘカラス。何トナレハ看守ノ便チ缺クノ恐れアレハナリ

駐在所ハ往々粗造若クハ荒廢シタル家屋ヲ用フルモノ少カラス。如何ニ寄附ニ係ルモノナリト雖モ一方ニハマタ警察ノ体面。官吏ノ威嚴ヲ保ツノ必要ヲモ省察セサルヘカラス

監督巡查

今日ニ於テモ尙ホ監督巡查ヲシテ他ノ巡查ヲ監督セシムル方法ヲ實行スルノ地方少カラス同階級ノ官吏ヲシテ監督セシムルノ不利ナルコトハ予ノ既ニ陳述

駐在所ニ就テ

駐在所ノ制度ハ漸次世人ノ信用ヲ博スルノ傾向アリト雖モ若シ施行ノ法。其宜シキヲ得サルトキハ偶々反對ノ結果ヲ呈スルニ至ルチ恐レスンハアラス。則チ若シ之レカ爲メニ巡回ノ度數ヲ減却シ若クハ依然警察ノ全權ヲ中央ニ湊合スルノ方針ヲ取り又ハ之レニ反シ重要ノ事件迄モ區別ナク渾テ之ヲ委任スルカ如キアラハ駐在所ノ制度ハ終ニ世人ノ攻撃ヲ蒙ルルノ焦點トナラスンハアルヘカラサルナリ。故ニ予ノ冀望スル所ハ駐在巡查ノ巡回ハ一層。其度數ヲ增加スヘシ。一ヶ月少クモ十五回ノ巡回ハ未タ以テ充分トナスコト能ハサルナリ。若シ夫レ巡回區域ノ廣サヲ六時乃至八時間ニ性復スルヲ得ヘキ程度ヲ以テ定ムルトキハ通常ノ場合ニアツテハ凡ソ毎日一回ノ巡回ヲ爲サシムルヲ得ヘキナリ而シテ其巡行ヲ爲サハ

日ニ於テハ訓授。護送。犯罪捜査等ニ從事セシムヘキモノトス

地方ニ依リテハ駐在巡査ヲシテ非常ニ多クノ事務ニ從事セシムルモノアリト雖モ其實到底。之ヲ處理シ能フヘシトモ思ハレサルナリ。殊ニ駐在所日誌ノ最終日ニ於ケル記事ヲ缺ク所ニ據ツテ之ヲ見レハ其記事ハ凡ヘテ後日ニ至リ表面ヲ飾ルカ爲メニ規則通りニ之ヲ記入シタルモノナルコトヲ推知スヘキナリ。

斯クノ如キハ紀律上。最モ然ルヘカラサルコトナリト謂ハサルヲ得ス鄙見ニ依レハ駐在巡査ノ勤務時間ハ毎日平均八時乃至十時間ヲ以テ充分ナリト信ス然ルニ或ル地方ニ於ケルカ如キハ一ヶ月乃至三ヶ月間ハ能ク之レニ堪フルヲ得ヘク。強壯ナル者ハ六ヶ月乃至九ヶ月間ハ或ハ之ヲ凌クヲ得ヘシ然レモ一年以上ヲ越ヘテ能ク其健康ヲ害セサルモノハ蓋シ絶無ナルヘシト謂フモ決シテ臆言ニ非サルナリ

ハナリ

監督票ハ勤務日誌ヲ警察署長ニ提出スル際ニ於テ同時ニ之ヲ徴収シ更ラニ新タナル監督票ヲ交付スヘシ。久シク監督票ヲ檢閲セサルトキハ終ニ監督ノ効ナキニ至ルヘキナリ

監督票ハ獨リ巡査ニ對シテノミナラス監督者ニ對シテモ亦之ヲ適用スルニ至ラシメソコトヲ望ム何トナレハ監督者モ亦々往々自己ニ都合善キ場所ノミヲ監督シ且ツ其監督ノ如キモ往々巡査ノ駐在所ニ止マルカ如キ實例アレハナリ

結論

時間ニ乏シキカ爲メニ充分。鄙見ノアル所ヲ開陳スル能ハサルハ予ノ切ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ。今本論ヲ結フニ當リ是レ迄陳述シ來リタル所ノモノヲ概括シテ更ラニ諸君ノ清聴ヲ煩ハサント欲ス

第一。往時ニアリテハ巡査ノ配置。其宜シキヲ得ス

駐在所勤務日誌ニ就テ

駐在巡査ノ勤務ヲ確實ナラシメ前述スルカ如キ虚偽ノ記入ヲ爲スカ如キコトナカラシメンニハ充分完全ノ方法ヲ以テ其勤務日誌ヲ記載セシムルヲ要ス試ニ勤務日誌ノ書式ヲ作ツテ諸君ノ觀覽ニ供ス

監督票ニ就テ

一區内ニ於テ數ヶ所ノ監督票置場ヲ設クルハ不必要ノコトナリト謂フヘシ。右ハ唯々巡回ヲ缺クノ懸念アル場所即チ最モ遠隔シタル地方ニ置クヲ以テ充分ナリト信ス。其他。中間ニアルモノ、如キハ之ヲ廢スルモ差支ヘナカルヘキナリ何トナレハ遠隔ナル地方ニ達センニハ必ラス其土地ヲ經過セサルヲ得サルヘキヲ以テナリ

監督票置場ハ署長。自ラ之ヲ撰擇スルヲ要ス。決シテ巡査ノ撰擇ニ一任スヘカラサルナリ何トナレハ巡査ハ必ラス先ツ己レニ便利ナル地方ヲ撰擇スヘケル監督ノ方法。充分ナラス。巡回ノ度數僅少ニシテ警察ノ保護ヲ普及セシムル能ハス。繁又多クシテ徒ラニ官民ノ手續ヲ煩ハシ。冗員多キニ係ハラス處務ノ實績ヲ顯ハスコト少シ

第二。諸般ノ制度。大ニ改良シテ漸ク警察ノ實効ヲ見ルニ至レリ殊ニ執行事務ニ於テ最モ改良ノ著ルシキモノアルヲ見ル

第三。今後益々改良ノ實効ヲ現ハサント欲セハ先ツ諸般ノ手續ヲ統一シ。巡査ノ俸給ヲ増加シ。上等巡査ヲシテ監督セシムルノ方法ヲ設ケ。件名簿及ヒ監督票ヲ改良スル等ノ手段ヲ實行スルヲ要ス

諸君。予ハ本論ヲ結フニ當ツテ尙ホ一言諸君ノ注意ヲ請ハサルヘカラサルモノアリ則チ予カ此ニ開陳スル所ハ徒ラニ辨ヲ弄シテ現制ノ缺點ヲ非難セント欲スルニ非ラス一意。唯々日本警察制度ノ完全ノ上ニモ完全ヲ計ラント欲スルニアルノミ日本警察制度ノ

論 說

違警罪處分表

番 號	住所身分 姓名	犯 罪 條 目	宣 告 月 日	科 料 金 額	完 納 月 日	拘 留 限 期	拘 留 期	費 用 備 考
第一號	田町區永人	力車取締規則第六條	十二月十日	二〇	十二月十日	三日	拘留	郵便税金四錢 收受番號第六百五十二號第三葉二編冊
第二號	京橋區山下町二番	刑法第三百六條毆打創傷	十二月十八日			十二月二十四日	拘留	賄料金九錢 收受番號第六百六十二號第三葉二編冊
第三號								
第四號								

明治二十二年十二月四日

○第二部第二區第十六號第七葉二編冊
受附番號第五十號

人力車營業人臺帳

姓名	免許下付年月日	營業月日	所 住	貯金局預金	帳簿	三 百 納	二 十 納	許 免 業 臺 帳	保 證 金	人 力 車 力 人
山下傳造	○	年 月 日	明治二十三年三月六日 葵町三番地	年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在
				年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在
				年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在
				年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在
				年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在
				年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在
				年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在
				年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在
				年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在
				年 月 日	增 減	額 減	額 現 在	額 年 月 日 增	額 減	額 現 在

論 說

論 說

二十六

考 備	子	
	第三十八號	第三十九號
	第五十號	第五十三號
	第五十四號	第五十五號
	第六十號	第六十一號

人 力 車 體

所有者ノ姓名 及ヒ營業番號	山下傳造 第三號	車體ノ 構造	二人乘 彩色塗
檢査證下付ノ 年月日	二十二年十二月四日 受付番號五十號 第二部第二區第十六號 第七葉ニ編冊	廢車ノ 年月日	二十三年十二月賣渡 受付番號第六十號
檢査ノ年月日	二十二年十月 二十四日		
	二十三年四月 一日		
	二十三年十 月一日		

第 四 號

所有者ノ姓名 及ヒ營業番號		車體ノ 構造	
檢査證下付ノ 年月日		廢車ノ 年月日	
檢査ノ年月日			

人 力 挽 子 臺 帳

備 考	挽子姓名	有 馬 軍 平	現 住 所	芝區久保町十番地
	雇 營	二十二年十二月四日ヨリ就雇 山下傳造 第三號		鑑札下 二十二年十二月三日 受付番號第五十號
	業 主	二十三年二月二日解雇 西村力造 第十號	付 年 月 日	第二部第二區第十六 號第七葉ニ編冊
其他類似ノ者	二十三年二月五日多クノ賃錢ヲ貪リ科料金壹圓ニ處セララル			

論 說

二十七

論 說

二十八

備考	號五十五	第挽子姓名	現住所
	業主	營業	
備考			鑑札下
			廢業
			月付日 年

古物商營業帳簿書式

番號	物品	買入	買入價額	賣主ノ住所	賣却	賣却價額	買主ノ住所	備考
一	五升焚一釜一個	年月日 二十二年十二月廿一日	一圓	麴町區內幸町一丁目 番地同商野田折三	年月日 二十二年一月二十日	五〇	麴町區一番町二番地車夫早野馬吉	挽子鑑札第百號ニヨリ身分證明
二	櫻抽出白机一	年月日 二十二年六月十日		京橋區築地三番 館英國人 ヒヘビオコルソ	年月日 二十二年八月一日	〇〇	京橋區木挽町一丁目二番地官吏毛利憲成	本人ハ知人ニ付別段證明ヲ要セサリ
三								
五〇								

受付帳簿書式

番號	出所	所要	價額	處分	手續	存	所
第一號	警察本部發第三百二十號	火藥運搬通知ノ件		二十五日ヨリ二十七日マテ二日間回覽ニ供ス(主任印)分署通知濟	明治二十二年十一月二十二二十四日		本月二十八日第一部第九號第十四葉ニ續綴
第二號 第七號 參照	矢上村有馬軍吉	盜難届衣類六點		即日受持巡查何某ニ探偵ヲ命ス 二十六日探偵復命書來ル嫌疑者茂木村大工藤吉 二十七日茂木村分署へ右藤吉捕縛方依頼ス 二十九日茂木村分署ヨリ回答大工藤吉謹送			三十日一件書類大工藤吉ハ共ニ檢事ニ送付濟(朱字)

論 說

二十九

第三號 (朱字)	第四號 第八號 及ヒ第十 三號參照		第五號
吉田巡查	吉田巡查		王子村 松野一造
角馬村巡查 駐在所ノ件 (朱字)	病氣届 診斷書添	全	人力車營業 願
角馬村巡查駐在所ヲ茂一村ニ移轉ノ義伺 (朱字)	即日隣區吉原巡查ニ補助勤務ヲ命ス 十二月三日病氣届再出飯田巡查ニ補助勤 務ヲ命ス(第八號參照) 十二月十五日出勤届出ツ(第十一號參照) 履歴表記入済	全 年十一月二十五日	即日王子村長ニ身元取調方照會 二十七日差支ナキ旨回答ル 二十八日營業免許證下付營業臺帳第百廿 五號記入濟身元保證金完納(驛遞局貯金 通帳第四十號)挽子鑑札第百二十號下付
即日本部へ送ル(朱 字)	十二月二十七日警察 本部へ(朱字)		二十八日第二部第十 二號第六葉編綴

第六號	第七號 第二號 參照		第八號 第四號 及ヒ第十 一號 參照
鶴身町旅 人宿 林庄造	矢上村 有馬軍吉		吉田巡查
廢業届	盜難品發見届 矢上村古 着商荒川 方ニテ	全	病氣届
臺帳削除	四日受持巡查某ニ實地探偵及ヒ贓品差押 方ヲ命ス 六日復命書呈出衣類六點差押	年十二月三日	即日飯田巡查ニ補助勤務ヲ命ス
二十五日第二部第十 三號第十葉ニ編綴	七日檢事へ送付 (朱字)		即日第四號ニ編綴

第九號	上ノ山町 岡村文吉	貸座敷營業願 上ノ山町 村十六番 地ニテ	即日上下ノ山町分署及ヒ全町長ニ身元取調 方照會 五日兩所ヨリ不都合ナキ旨回答來ル 六日許可ス上ノ山町分署全町長及ヒ所轄 郡役所ニ通知濟營業臺帳第三百十號ニ記 入濟	七日第二部第三十八 號第十葉ニ編綴
第十號	警察本部 發 第四百號	角馬村巡查 駐在所移轉 ノ件聽届	五日昨日四日移轉濟各駐在所巡查ニ通知濟	五日第一部第二十二 號第十葉ニ編綴
第十一號 第十四號 及ヒ第 八號參 照	吉田巡查	出勤届	全 年十二月十五日 即日履歴表記入濟	即日第四號及ヒ第八 號書類ニ編綴

雜 報

○袋町の危険なり 俗に袋町と稱し一方口ふして行き止りの小巷あり平生の格別意に介すべき程の事もあらざれども大風の日に近邊より火を失する如き異變あらば或の活路を求め得ず否らざるも一身の辛く助りたれども器物什具の一切灰燼に委せりと云ふか如き奇禍なきを保すへからす望むらくは早々匡正の策を講せられんとをこれと思へ今後開け行くへき新街にの隙め路線等を定め置かれ復た袋町を生ずる如き弊を防止せられんと切望の至りなり現在の袋町の或の潰し或の突き通して之を除くべきか既に此方針は着々實行せられつゝあるへしと思はるれども不圖心付きたる儘敢て一言す

○出火場の防禦線 之を嚴にせべきや將た之を寬にすべきや事物にの必ず一利害あり之を嚴ますれば我國の建物の如き可燃質の構造多きに居れば從て延燒の速度も極めて大あるに由り一朝朔風凜烈の折柄不幸にして火を失するとあらんには中々家人のみの力にて什物を運び出すと難けれは多くの知人朋友の來援を待つとなるに其望を失して空く貴金の貨財を減するともあるへき患あり然るに之を寬にして何

人たりとも出火場の近傍に立入ることを妨げされぬ轉た盜兒をして猖獗を逞ふせしむべき恐れあり此問題の細思熟慮の價値あるなり概して東京人の曩年江戸たりし時よりの遺習に由りて火事を以て一の樂事となすにのあらずやと疑ひしむるまでに之に狂奔するの風あるか如し例之は夜間なれば數丁の遠方に至るまで店頭に提灯を出し來訪者に酒を供する等殆んど祭禮の如き觀あきにあらず從て所謂野次馬なる者も夥きとなるなり是等は漸次消散せんとを冀ふべき僻習とも言ふ

○白湯 とは舊來さゆの意味にて通用し茶にもあらず砂糖湯もあらざる飲用に供する純湯を謂ひしかり然るに湯屋の看板に此字を書するを見れば何とも奇異の思ひに堪へざるなり是は本來藥湯等に對して用ふる譯あるへけれども古來慣用の洗湯あとの名稱もあるに何故か態々かゝる新字を用ふるや解し難き次第なり

○町名標 近年逐々辻々の角に町名標を見るところなるに實に有益ある一大美事なりと申すへし唯た殘念なるに街の兩側か別々の名を有すると稀ならず搜索に不便を感ずるとなり今一方の便利を得て尙更此不便を思ふと切なり

○貧民の救済に現金を用ふると現品を用ふるとの利害の如何あるべきや例之は火災に罹りたる貧民に救卹金を現金の儘分配すれば折角人の心を籠めたる慈悲金を只一醉の快を買んか爲めに擲ち去るか如き憂ひなきや折角の惠與金の故に飽醉の習慣を招きて反て其後不良心を誘發するの媒となるとはなきや舊幕政の時代には大抵飯米を給するとなどしやに聞けり此得失は尙は實際に就て研究したきと思はる

○家屋の高さ我國の未だ地面に不足を感ぜざる地に於て成るべく大ならざらんとを望まざる可らず伯林の新建築條例にも十二米突以上二十二米突以下との制限ありて就中沿街の建物路幅の尺度より高きとを許さざるをり西洋風の石造家屋には一階毎とに延焼お防くべき不燃質構造の天井を設くへけれい幾分か火災の際にも上層居住者の危険を減すべしと雖も我國の如き木造家屋の多層を有するの尙更危険限りなしと言はざるべからず其他家屋の高さ異常なれは通例比隣の家に対して日光を遮り又風下の家に向て通風を妨げ軒上に濕地を生ずる等殆んど枚擧に遑あらざる程の弊害あるへし近來徒らに三層四層等の家屋を建築すると稍々流行の氣味なるか如し憂ふべき次第なり今後成るべく住居を築くに注意せざるべし

車相重なる時の餘程嚴重に注意せされは輒ち二行にも三行にも並ひ重なることなるなり街路の幅廣き間は左道の差支なきも急に狭き道に逢へ其混雜危険言ふれかりおし其上述に列を更むると難ければ尙更車の衝突を生し前車は後車の爲めに撞き當てられ少くとも車体に損所を生ずるか如きと稀れならず是れ屢々實際に遭遇するとある所なり

○警察散布制は選舉騒ぎなどの折折急に相應の人員を纏め難く大に不便を感ずるに至れりとの趣を或る新聞紙上に於て讀みたるとあり由て一言を辨して其趣を釋かん警察の原來集合運動を爲すと軍隊の如くなるものにあらす警察の國家の耳目となりて報告の勞を取り又其手足となりて執行の任に當り始終平和的の行動を主とするものなり警察の國家社會の秩序安寧を保ち公衆個人の幸福利益を護るものなり故に苟も人の住する地にして警察の分子なきはならずとの原則に適せざるべからざるとあり之を身體に喩ふれば警察の毛細管をり上は頭髪の尖より下は足指の爪に至るまで蔓延して養力に富みたる新鮮の血液を洩れなく配送し一方にて養力を失ひたる陳腐の血液を吸引し心臓に還付するを掌るにぞも似たり警察の要と重もに豫防的の制止にあり事變既發の後

を止め益々横へ々々と擴からんとを希望す是事は警察上衛生上經濟上等に影響すると僅少ならずと信ずれり識者の一考を煩はし且當局の參考に供したきとにこう

○ヘーン氏 普國警察大尉ヘーン氏は滿期に由り本月初旬内務省の儲を解かれ更に警視廳へ備繼きとなりり同氏既に五年の間我國警察の爲めに盡力せらるゝとなるか是迄の重もに各地方より力を致されたれば此後は専ら東京を以て其執掌の目標とせらるへけれい結局全國の警察洩れなく氏の醫治に掛かるとなり實に氏の名譽と謂ふべし

○隱微 先年我國の或る立派なる人獨逸に滞在中共國の或る立派なる人と四方八面の談話の際不圖娼婦の事に及ひたるに彼れ之を嚴禁して痕跡をも留めずと得意に説き誇りたれり我も面悪く思ひ否とよ君れ其絶無を説かるれども是れ表面のよて内部に至りては其醜最厭ふべきものあり僕現よ之を熟知せり一本參りたり然るに彼れ容を改め言を鋭くして君れ如何にして之を知れりやと問ひ掛けたれり我れ卻て語塞り何とも答ふると能ひざりしとか傳へ聞けり

○彈送等ノ如キ行列に嚴に車輛を並へ行かざる様を決して警察力の能く防制する所にあらざるなり設てひ曠昔の如く本分署の中に幾十人の巡查を集合しあれいどて數千數萬の群民争鬪を事とすれり其効力の及ぶ所今日に比して眞に五十歩百歩の差もあらざるへきなり此等の場合に至る上の最早警察の範圍を離れて軍隊の職分に属することとなるへし且警察の分子一所に達至して鐵撫の事に全力を用ふるととならるる局面の土地の外幾十の町村の其間毫も警察の保護を受くると能はざるの奇觀を呈すへし是れ豈警察の本旨ならんや事變などのある時節ころ尙更厚き保護を要すへけれ警察の分子を一所に集合して其他の土地を顧みざるか如き千萬あるべからざるとなるへしれども軍隊は急に間に合はず集合力の運動の攔くべからずとの場合萬一ありたらん時は各地方に巡查教習所のあるあり幾十名の巡查を隊伍に組みて要地に派遣すると容易あるへし世上動もすれば警察と兵力とを混同するか如き奇聞なきにあらす吾人の之を悲むの餘り一言を辨すると爾り

○舊見付の枳形の屈曲の爲めに車馬の交通に危険ありと思はるる市區改正の工事に拘らず其最も危険なる分を査定して速に取毀ちての如何

○萬國監獄博覽會へ出品 本誌に屢々記載せし本年

六月露京に於て開設せらるゝ萬國監獄博覽會へ出品物の各地方より殆ど蒐集済にありたるを以て曩きに農商務省へ引續かれたりしが愈々去る廿三日出の佛船に積込み露國に向け廻送せられたる由其の物品並に之れを製造せしめたる監獄名を聞くに左の如くあり

○妖魔調刻置物壹個 ○道戯蛙調刻の置物壹個 ○偶體調刻の置物三個 ○山姥金時調刻の置物壹個 ○長靴一足 ○短靴一足 ○七寶燒花瓶一對以上警視廳監獄石川島分署 ○麻の花形氈毯一卷 ○綿氈毯五卷 ○綿フランセル六反 ○武者馬乘調刻置物一對以上京都府京監獄 ○紫檀高卓一脚 ○紫檀茶棚一個 ○象牙等の填込花活一對以上大坂府堀川監獄 ○米藁帽子組紐三筋以上兵庫縣神戸監獄 ○カリン材洋服附屬品入函二個以上長崎縣長崎監獄(未完)

○囚人の獄衣 囚人の獄衣の各地衛生上並に保存上に注意し其染料の身體に害なきものを撰み其の地質の保存に堪ゆるものを用ひ着々改良を加へられたり然るに聞く所に依れり今尙は一時費用の嵩むを厭ひ其染料に「ベンガラ」を用ひ織立後着色し之を獄衣に裁縫する所ありと夫れ「ベンガラ」の身體に害あり新入監にして之を用ひて着色したる獄衣を着用せらるる

復すへき号令を下さる所あり彼是異同あるを免れず按するに敬禮の禮讓心を涵養し秩序的の改良に欠くへからざるの一手段なり故に敬禮を爲さしむるの必要なり而して在監人の司獄官吏の指揮なきときは始めて運動するものなれり司獄官吏の指揮なきときは決して自儘に現在動作せしむべきものにあらす若し敬禮を爲さしめんとするときは必ず看守をして敬禮方を号令せしめ其の号令に應じて敬禮を爲さしめざるへからす又た一應敬禮せしめたる上は直に原位に復すへき旨を号令し長く頭を垂れ互ひに相側目して誰にても頭を揚ぐれり其の爲に做らんと欲し其の頭を揚ぐるものあるを相待つか如き事なからしむるを要す又た刑事被告人にして裁判所等へ往復するの際途上に於て典獄看守長等に逢遇せば其の冠むる所の笠を取らしめて殊と更に低頭敬禮せしむることありと聞く如此笠を冠らしむるの果して何の爲めなる乎必竟するに笠を以て其の面を覆ふ他人をして其の誰たるを知らしめざるの旨意に出たるなり然るを之れを取らしむるの冠笠の主旨に反す又た監獄外に於て敬禮を爲さしむるの妥當の處爲にあらす宜しく之れを廢すへし要するに敬禮の等閑に附し去るべきものにあらす少しく注意あらまほし

きり必ず其毒に當て粟粒の腫物を發し變して疥癬となり其他疾病の媒灼を爲そこと掛からざるなり又織立後着色したるもの一朝雨露に逢ひ若くは洗濯するときは忽ち剥色し最も見苦き状態を呈するに至る衛生上に保存上(専ら體)に一も宜しき得ざるものと云ふて可なり

如此ものにして一時費用を省せんと欲し獨り省費の實を得ざるのみならず間接に藥劑費を要すること却て増費を見るに至らん而して身體に害毒を流すの恐あるものを使用するの人命保護の本旨に背きたるものあり且一時は費用嵩むも身體に害毒を及ぼさるものを使用し間接に藥劑費を減し又た体裁宜しさを保つに於て更に損失を及ぼし已に損失なければ及んで身體に害毒を及ぼすか如きものを使用するものは及んで衛生に保存に適合するものを使用せられたることにころ

○在監人の敬禮 敬禮方の各地區々にして一定せざる由なり或る所にては内務省巡閱官知事部長及典獄の監獄を巡閱する時は看守の在監人に号令して敬禮を行はしめ或所にては号令を爲さず在監人の爲すか典獄に委し置き或所にては敬禮方を号令する所あり

○典獄の任免 内務省警保局詰屬島村安度氏の廣島縣典獄に同警保局監獄課員たりし屬松本義凱氏も亦長崎縣典獄に任せられ執れも赴任せられたり又宮崎縣副典獄篠川直氏并に沖繩縣副典獄有田徳一氏の執れも非職となり宮崎縣にては警部川俣政幹氏代て副典獄に任せられ沖繩縣に於ては奥川恭安氏有田氏の後を襲ひ同縣副典獄に任命せられたり

雜錄

○街路修築法

馬溪山人

本間ハ元來土木工學ニ屬スルヲナレトモ警察ニモ亦タ關係スル所大ナレハ潜越ヲ顧ミス少々他ノ領分ヲ蠶食スルカ如キ眞似ヲ爲サントス然レトモ素ト白人仕事ナレハ不精密不適實ノ段ハ最初ヨリ幾重ニモ御斷申置候

車輛ノ交通此ノ如ク頻繁トナリタル上ハ街路ノ修築法モ從來ノ如ク姑息ニ止ムヘカヲサルヘシ今日ノ儘ニテ改進ヲ計ルヲナケレハ後年市區改正其業ヲ卒リ水道溝渠其工ヲ全フスルモ獨リ街路ノミ崎嶇凹凸風日ニハ砂ヲ捲キ雨天ニハ泥濘足ヲ没スル始末ナレハ

其不權衡不体裁ナルコト如何トヤ現在ノ修道法ヲ先ツ地盤ヲ掘リ起シ其上ヘ砂利ヲ散布シ人手ヲ要シテ之ヲ均齊シ時ト場合トニ由リテハ「ロール」ヲ用ヒテ多少之ニ壓迫ヲ加フルコトナリ然レトモ大抵ハ人ノ足馬ノ蹄及車ノ輪ヲシテ「ロール」ノ用ヲ辨セシムルナリ故ニ修理ノ終期ト破損ノ初期トノ間ニハ格別ノ大差アルコトク之ヲ識別スルニ苦マシムルコトナキニアラス免ニ角此ノ如キ修築法ヲ以テ長ク満足スル譯ニハナラサルナリ然ラハ之レヲ如何セハ可ナランカ嗚呼此ハ是レ至難ノ問題ナリ幾十百名ノ立派ナル専門家アルモ別ニ今迄コレト云フヘキ卓説ヲ提出セラレタルコトアリトシモ聞キ及ハス是ヲ以テ推測スレハ其至難ナルコト斷シテ異シムニ足ラサルナリ予ハ白人ナリ(歐洲人ノ義ニハアラス)故ニ工事ノ創始ノ議論アルヘキ管ナシ唯タ歐米諸大都會ニ行ハル、街路修築法ニ就キ其主要ナルモノ二三ヲ畧説シテ本問題ニ對スル注意ヲ喚起セントスルノミ専門ノ諸大家希クハ示教ノ勞ヲ吝ムナカレ

(第一) 敷石ニハ散石形或ハ六稜形ノ石ヲ用ヒ又ハ頭面ノミ直角或ハ多角形ニ製作セル石ヲ用フ其下地形ニハ

(イ) 割栗 (ロ) 燻石灰 (ハ) 砂利或ハ砂

テレタルハ信シテ疑ハサル所ナリト雖益々注意ニ注意ヲ加ヘ徒ニ汚損朽腐セシムルコトナク又鼠害盜難等ニ罹ラシムルノ憂ナカラシムルヲ要ス如此センニハ領置所ニハ堅牢ナル倉庫ヲ用ヒ第一盜難及火災ヲ防キ衣類ハ湯屋ノ衣服人ニ用フル戸扉、付キタル棚箱ノ如キモノヲ調製シテ之ヲ格納シ塵埃ノ爲メニ汚損シ又ハ鼠害ニ罹ル等ヲ防キ貨幣ハ之ヲ銀行ニ預ケテ其預リ證書ヲ他ノ權利ニ關スル書類ト共ニ錠前附ノ箱中ニ納メテ嚴鎖シ置キ下足傘ノ如キハ又更ニ其場所ヲ設ケテ此ニ集置シ同シク汚損朽腐ヲ妨クコトニ注意シ又紛雜ヲ防ク爲ニハ各物件ニ所有者ノ番號ト同様ナル番號及姓名ヲ添付シ置キ他日之ヲ出入スルニハ必ス領置品簿ニ照會シ又少クモ一ヶ月ニ一回ハ各領置品ヲ領置品簿ニ照會調査シ又大氣ニ曝ラシテ蟲害ヲ防ク等適宜ノ豫防法ヲ施行シ以テ保管ノ實ヲ盡サハ始メテ領置ノ責ヲ免ル、ヲ得ルニ庶幾カララン若シ其扱丁重ヲ失シ自然汚損盜難火災鼠害等ニ罹ルコトアラハ當局者ハ怠慢ノ責ヲ免カルヘカラサルナリ在監人ノ所遇方ヲ改良セラレタルノ今日ニ在ツテハ各地共宜シク貨物ノ領置方ヲ改良シ其扱方ヲ一定スルハ費事ニアラサルヘシト信スルナリ

用フ

(第二) 土瀝青 ノ厚サハ二十仙知米突ヲ通例トス
(第三) 木造 ニハ大抵八仙知米突ノ丸太ヲ用フ
○在監人ノ携有貨物領置方ニ就テ

在監人ノ携有スル財貨物件ハ典獄悉ク點檢シテ之ヲ領置スヘキ成規ナリ入監中外人ヨリ差入タル貨物モ亦同シ已ニ之ヲ領置スル上ハ本人ノ出獄スル迄ハ之ヲ監署ニ保管スルノ責ヲ負ハサルヘカラス然リ而シテ財產ノ貴重スヘキハ固ヨリ論ヲ俟タズ在監人ノ携有セル財貨物件ハ即チ在監人ノ財產ナリ之ヲ扱フ上ニ於テハ最モ丁重ヲ加ヘサルヘカラス改正監獄則チ按スルニ搜檢ノ際隱匿セシモノト雖沒收スルコトヲ廢除セラレタリ蓋シ物權ヲ重シソ所有權ノ容易ニ剝奪スヘキモノニアラサルコトヲ認ラレタルニ因ルナラン是レ則チ財貨ノ重シスヘキ一例ナリ其犯則ノ用ニ供シタルモノニ於テスラ尙且如此況ンヤ他ノ正當ニ領置シタルモノニ於テチヤ豈輕ノ扱ヲ爲スヘキモノナランヤ從前ハ在監人ノ携有セシ貨物ハ納屋ノ如キ所ニ領置シテ顧ミス或ハ塵埃ニ覆ハレ爲メニ汚損ヲ招致シ或ハ鼠害盜難等ニ罹ルノ實例少カラザリシト聞ク已ニ監獄則チ改正セラレ諸般ノ扱ヲ改良セラレタル今日ニ在ツテハ從前ノ如キ惡習ハ洗滌セ

○獨逸國通信

左ニ掲ル所ノモノハ獨逸國伯林府ニ留學中ノ某氏カ親シク見聞セラレタル同府感化協會所屬感化院ノ概況ナリトテ頃日本會ニ寄換セラレタルヲ以之ヲ本欄ニ掲載セリ

本院ノ趣旨トスル處ハ道德ニ背キタル不良ノ童兒ヲシテ自重ノ心ヲ脩メシメ以テ社會ニ有益ノ者トナシテ試ムルニアリ通例男子ハ九歳ヨリ十二歳迄ノ間入院ヲ許シ十四歳ニ至テ其出院ヲ許シ女兒モ亦九歳ヨリ十二歳迄ノ間ニ入院シ十八歳ニ至テ出院セシム感化院在留ノ童兒ハ社會ニ於ケル其地位ニ依テ上下ノ差ヲ爲サズ又宗旨ノ何タルヲ問ハズ入院ヲ許ス此等ノ兒童ニノ良ク規紀ヲ守リ其業ヲナス者ハ出院ニ際シ褒賞金ヲ給ス然レモ此褒賞金ハ本人ニ渡サスノ當院ニ預ケ置キ其必要ヲ感スルニ際シテ本人ノ請願ニ依リ交付スルモノトス本院ニ蒐集スル兒童ハ單ニ伯林府民ニ限ラス普ク學國內兒童ヲ本院感化ノ恩澤ニ浴セシム其ノ感化女兒ハ出院ノ後主ニ家婢トナリ男子ハ各其會得セルノ業ヲ營ムニ至ル而シ其出院後ト雖凡事大小トナク兒童ハ院長ヲ父トシ尊ヒ院長ノ夫人ヲ母トシ慕ヒ婚事ノ如キ隱秘ニ屬スルモノトス雖凡一ニ其意見ヲ聞キテ後之ヲ處理スルヲ例トス

本院ノ資本金ハ私立ノ感化協會ヨリ出ス政府若クハ市廳ノ保護ヲ受ケス故ニ當初創立ノ際ハ會計上極メテ困難ナリシモ今日ニ至テハ此美譽ヲ贊助セラル、ノ慈善者多ク業務モ溢滞スルヲナシアウグスタ太皇太后(今上皇帝ノ御祖母)モ屢々當院ニ臨御セラル本會ノ趣旨ヲ翼賛セラル本院ノ創立ハ實ニ一千八百二十五年ニアリ

感化院在留兒童ノ親ニハ各自應分ノ出金ヲナサシム其貧ナル者ニ至テハ只儘ニ三馬克ヲ出ス者アリ費金徵集ノ精神ハ其出費ヲ償フノ意ニアラズシテ只此負擔ヲ課シテ親子情ノ減殺セザランコトヲ冀フニアリ當時ノ院長ラムメ氏ハ元來教師ノ職ニ居リ好シテ不具者ヲ教育スルノ務ヲ執レリ今ヲ去ルコト廿五年始メテ現今ノ地位ニ就キ爾來此事業ニ從ヒ孜々倦マズ院長ノ云フ所ニテハ茲ニ最モ困難ヲ感スルハ兒童ヲ感化セシヨリ寧ロ其兩親ヲシテ道德ヲ守ラシムルニアリト仮令本院ニテ感化ノ効ヲ奏セル兒童ト雖モ出院ノ後再ヒ不良親ノ膝下ニ至レバ復タ其本院ニテ得タルノ良性ヲ忘失スルニ至ルノ患アリ

因ニ記ス感化院ハ普國ノ内他所ニモアリテ中ニハ政府ノ設立セル者アリ願ルニ一千八百七拾八年ノ法律ニ依レハ拾二歳以下ノ兒童其罪ノ輕重ヲ問ハ

ズ之ヲ獄ニ下サズシテ懲治感化シ其本性ニ復サシムルコトス
スタルク氏ノ統計ニ依レバ感化院ノ起リシヨリ罪人ノ數減少セリト亦以テ其社會ヲ益スルノ實アルヲ徵スルニ足ル

又皇帝ヨリ特令アリ即チ凡ソ本院ノ監督ノ下ニアル兒童ハ裁判所ニ於テ刑名宣告ヲ受クルモ院長ヨリノ請願ヲ納レ皇帝ハ本院ニ交付シテ感化ノ實効ヲ奏セシム蓋シ拾二歳ニ滿タサル兒童ハ其罪ノ輕重ヲ問ハズ只之ヲ懲治スルヲ以テ主トスルガ故ナリ
本院ハ良ク二百人ノ兒童ヲ入ル、ニ足ル而シテ三分ノ一ハ女兒トシ三分ノ二ハ男兒トス現今ハ女兒四拾三人男兒八拾七人合計百三拾人アリ
女兒館内ニハ居室アリ寢室アリ炊室アリ浴湯アリ洗濯所アリ又幼兒ヲ集メテ之ニ業ヲ教ユルノ一大室アリ又病室アリ女兒ハ一室ニ二拾人ヲ入レ監督婦人一人ヲ附ス此監督トナル婦人ハ不幸ニシテ良人ヲ失ヒタル寡婦多シ一ヶ月ニ俸給三拾馬克ヲ受ケ院内ニ宿(各受持兒童ト)シテ食ヲ給セラル兒童ハ總テ同シキ衣服ヲ着シ又他ニ日曜衣ヲ給セラル本院ノ費用ヲ兒童ノ頭數ニ分割スレバ一人ニ付一ケ年凡ソ三百馬克トナル入場ハ一週間ニ一度トシ下衣ハ同シク一週間

毎ニ洗滌ス寢衣ハ別ニ之ヲ給セズ男兒ハ主トシテ炊事ヲナス女兒館ヲ出テ、内庭ニ入レバ鶏ヲ飼養ス其側ニ畜舎アリテ牝牛ヲ飼フ幼兒ニハ毎朝牛乳ヲ給シ其他ニハ牛乳汁ヲ給スルナリ又馬一頭ヲ飼養シアリ之ヲ右折シテ男兒館ニ入ル男兒館モ亦其内況ハ女兒館ト異ナルナシ男兒ニ授クルニハ先ツ裁縫ヲ以テシ次ハ指物製沓等ノ手工ヲ以テス製沓ニハ兒童ニ着セシムルノ沓類ヲ製ス外業ハ薪割リ等ナリ構外ニハ花園アリ又果樹園、野菜園アリ男女ノ兒童ヲシテ其業ヲ執ラシム我カ日本ニ於テモ各地ニ感化院ヲ設立シ以テ不良少年ヲ懲治感化スルコトヲ勉メサルヘカラサルナリ

統計

その筋に於て調査されたる昨廿二年一月一日より同明治二十二年中賣上高

府種	火藥	劇發火藥	彈藥	導火管	導火繩	雷管
東京	六三三三三、一六七	五六七三、七〇五	一、五七四、三九一	六二九七、六〇〇	六二九七、六〇〇	一〇、一〇八、五七四
京都	五四二、二九〇	一、六三〇	一、九四〇	一〇〇	一、五、四八〇	五二〇、五二三
大阪	六八六五、七四九九	六二九七、一八〇	一、七五九、五六六	—	四六七〇、八八	五、五九一、七〇六

明治二十二年中買入高

統計

四十四

府縣目	火藥	劇發火藥	彈藥	導火管	導火繩	雷管
東京	六、三六六、九〇九	五、六五二、五〇〇	二、六一〇、五二二	五〇	七一九、四四四	九、八七三、七九五
京都	五、二七三、七〇六	一、二〇〇	一、五七一、七三三		二、八〇三、三二	八、四八四、八六
大阪	九、六五二、七一九	六、三〇二、二八〇	一、五〇八、一三三		四、六一、九〇四	五、三三三、三六四
神奈川	九、一六、九六〇	一、四八九、九二五	八、五五七		七、七七三	五、六七二、九三
兵庫	四、三三四、七三四	五、八一、八四〇	三、四〇	五、〇〇〇	二、五三九	三、五六二、〇五
長崎	六、三三四、八〇八	二、二四〇、〇〇〇				
新潟	四、六九八、三三三	九、四〇、四七二				
群馬	三、四四四、〇二〇					
埼玉	一、六八二、二〇〇	六〇〇	三、六四四、五七		一、七三三	一、二四二、一九
千葉	一、七七、八五〇		五、五五〇			三、四七、四六〇
茨城	一、六六、七〇〇		一、三二七			五、三〇、七五〇
栃木	一、七二、八、四二五		一、三二七	九〇〇		二、三三、四五〇
奈良	二〇、八六、八五六	六〇〇	三、六四四、五七			一九九、五〇〇
三重	一、二四、九四五	九〇、一〇〇	一、二二七			五〇、四、六一
愛知	二、三九、八七五	八、二七、四三五	一、三二九			一九九、五〇〇
靜岡	九、四九、八八〇		二、三二八			二、一六、九七五
山梨	六、九九、一四〇	四〇〇	一、六〇〇			七、二九、五七三
滋賀	二〇、四七、四四七	一〇、八〇〇	一、四〇一			七、七四、〇一八

府縣目	火藥	劇發火藥	彈藥	導火管	導火繩	雷管
長野	五、四三九、三六〇	六〇〇	一〇〇		六、二二、三三	八、四四、四〇
宮城	五、三三三、四四三	六、三三、四四〇			二、九八〇	三、六四、四四七
福島	二、二二九、六九九	三、九一九			八、三三四	四、四、九七〇
秋田	四、一六〇、九六七	二、四〇〇、〇〇	二、五〇		四、九三九	四〇、七二五
山形	七、七六、六一〇	一、八、六〇〇			二、一〇、四〇	九、八、二〇〇
青森	一、八〇〇、六一〇	一、八〇〇	七、九〇		一、八、三三六	六、三六、〇〇
岩手	二〇、八〇、三三〇	二、六、七三〇			一、七、三二八	四、五、九七六
鳥取	四、二四、九二〇	四、六、二〇〇			一、二〇、四〇	六、三六、〇〇
島根	七、五、三三〇	七、七〇			二、八、四	一、五、五五〇
岡山	一、八〇〇、六一〇	一、八〇〇			二、八、四	六、〇、七五〇
廣島	二、八、一〇、四二					一、五、五五〇
山口	三、三三〇、三三〇	五、〇、四五				四、六、三五〇
和歌山	一、七、四八、四三六	八、四〇〇				一、八、一九〇〇
徳島	三、三三〇、三三〇	一、七、七、四九九				五、五、四八七
香川	三、三三〇、三三〇	二、五、〇〇〇				一、八、一九〇〇
愛媛	一、一三六、八七〇	一、七、四、六六二				三、三、四、二六〇
高知	一、一三〇、八二〇	七、二〇〇				一、三、四、二六〇
福岡	七、二五、六三〇	一、七、七、三八三〇				八、〇、五、五三
大分	一、六二七、九二〇					五、一、〇〇〇

統計

四十五

統計

千城	茨木	栃木	奈良	三重	愛知	靜岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	石川	富山	島根	岡山	廣島	山口	和歌						
八〇七	一、一三七	六九五	三五六	一、二三五	一、六〇一	九五〇	四八四	九四五	九六四	八九二	六四一	九五八	二七七	三五六	六九九	六二七	四七六	四二四	四三一	八一	九三一	一、五一一	一、六一八	七八二	八七九
一八九	一七九	一一八	九二	二三四	三三六	二二五	一一八	一九九	一六二	二六一	一三三	一九八	九七	一八八	一四八	一四六	四一	七二	一一三	一一三	一五二	二一六	二二二	一一〇	一〇四
二六五	二六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三

四十七

明治二十三年一月末日全國在監人現在調

警視	小笠原	北	海	道	京	大	神	兵	長	新	埼	群													
二、八六〇	八	二、三五六	二、九六七	一、一六	二、九八	二六〇	八八	一、二六六	三、五五四	一、二五八	一、六一三	八三九	一、〇七三	九七六	八五〇										
八四三	一	五三	一四	一四	一五〇	七〇八	二四〇	四〇六	一三三	一六二	一九八	九七	一八八	一四八	一四六	四一	七二	一一三	一一三	一五二	二一六	二二二	一一〇	一〇四	
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四、〇六七	九	二、三五六	二、九六七	一、一六	二、九八	二六〇	八八	一、二六六	三、五五四	一、二五八	一、六一三	八三九	一、〇七三	九七六	八五〇										
一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	

統計

四十六

佐賀	熊本	熊本	宮崎	鹿兒	沖繩	總計
二、二四一、九〇	二、〇三六、四八〇	一、五三一、〇〇〇	三、二五七、八六〇	二、八八〇、〇〇〇	二、六五五、二一九九	二、六〇〇、七、三三三
一〇、一〇〇	二〇、四〇〇	三〇、二四〇〇	一七、八〇〇	一、七〇〇〇〇	一、七〇〇〇〇	一、七〇〇〇〇
一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇
九七三〇	一、二〇〇	一、二〇〇	二、六二〇〇	一、〇〇〇	二、〇三、四八一	二、〇三、四八一
一、二五、九九〇	二、五七、〇〇〇	九七、二五五	一五、九二二	三、四八〇〇	一、四七八、〇〇二	一、四七八、〇〇二

統計問答

德島	一、二〇七	一三三	四八	一、三六三
香川	一、一七四	一一三	一	一、四二一
愛媛	九七一	一三二	三七	一一〇
高知	九二三	一八八	二	一一二
福岡	一、一九六	二七七	一	一、四九五
大分	九五〇	一五二	二	一、〇〇七
佐賀	四九六	一四一	一	六四四
熊本	八一二	一一九	二	九四〇
鹿兒島	五〇三	五四	二	五六三
宮崎	五五〇	一〇〇	未詳	六七六
沖繩	未詳	未詳	未詳	九一二
東京集治監	九一二	未詳	未詳	六一〇
宮城集治監	六一〇	未詳	未詳	一、五一三
三池集治監	一、五一三	未詳	未詳	一三六
兵庫留置監	一三六	未詳	未詳	六五、一七五
計	五四、八一三	八、八八五	三二〇	三三九

問答

第七問 一般違警罪ト地方違警罪ト區別スル理由ノ解答

陸前 古川 一口 生

警察監獄會雜誌第四号問答欄内ニ地方違警罪ト一般違警罪ト區別スル理由ノ問アリ小生淺學不文經驗ニ乏シク固ヨリ問者チシテ満足セザムル能ハサルモ聊

リ而シテ其違犯ノ所爲タルヤ其法律規則ニ抵抗スル惡意ヨリ生スルモノ少ク寧ロ疎虞懈怠ヨリ起ルモノ多シトス而シテ我刑法第四百廿五條以下ニ規定スル所ノモノハ一般違警罪ニシテ我國全土チ支配スルモノナリ同法第四百三十條ニヨリ地方長官則チ府縣知事警視總監ノ規定スルモノ之レチ地方違警罪トハ云フナリ

如此違警罪チシテ一般ト地方ト區別シタル所以ノモノハ大ニ其必要アリテ然ルモノナリ則チ警察ノ本分タルヤ千差万別變遷極リナキノ須要ニ應スヘキモノナルチ以テ其利益チ妨害セントスル危險チ避ケシメ社會チシテ安寧秩序チ全カラシメント欲セハ則チ詳細ナル警察規則チ設ケ豫メ之レチ防衛セサルヘカラス故ニ府縣知事警視總監等ハ刑法四百三十條ニヨリ立法權ノ幾分チ割與セラレタルチ以テ其地方ノ風俗慣習等チ斟酌シ其宜シキニ應シ警視總監ニアリテハ地方官制第七條ニヨリ府縣知事ニ於テハ地方官制第三條ニヨリ警察令若クハ府縣令チ發シ或ハ事ヲ禁止

命令ニ背クモノアルキハ警視總監府縣知事ハ違警罪ノ刑ヲ以テ處罰スルチ得ルモノナリ之レ則チ行政警察ノ目的チ達セント欲セハ前記ノ如キ職權チ地方長

カ左ニ愚見チ陳セン
余ハ本論チ論スルニ前タチ乞フ少シク違警罪ノ性質チ陳ヘン夫レ違警罪ノ刑ハ警察行政ノ利益ヨリ起ル命令禁止ニ對スル違犯者チ罰スルノ刑ニシテ則チ行政ノ目的チ達センカタメニ設ケタルノ刑ナリ然リ而シテ其目的チ達セント欲セハ宜シク社會人民チシテ其義務チ共同負擔セシメ而シテ之レニ或ル所行チ禁シ或ハ命令シテ以テ社會ノ安寧幸福チ増進スルニア

官ニ與ヘ地方違警罪チ設クルノ止ムヘカラサル所以ナリ假令甲地ニ於テハ或ル事業チ許可スルモ乙地ニ於テハ該事業チ許スキハ地方經濟チシテ萎靡シ振起スル能ハサルノ嫌ヒアリトセヨ之レチ許可セサルノミナラス一方ニ於テハ同時ニ府縣令チ發シ之レチ禁シ相當保護チナサハルヘカラス夫如斯帝國内ニシテ甲乙利害ヲ異ニスルモノアリトセハ如何ニ立方者ト雖之レチ同一ノ法規ノ下ニ服從セザムルチ得ヘキ

ヤ否是レ益々地方違警罪ノ必要チ見ル所以ナリ之レチ要スルニ地方ニ於テ設ケタル違警罪ハ其必要アルニアタリ屢々之レチ變更シ得ルモノニシテ府縣令ハ各個ノ場合ニ於テ充分之レチ規定シ得ルノミナラス其變更チ要スルキハ迅速ニ之レカ處置チナシ得ルモノナリ

以上事實ニヨリテ一般ト地方トノ違警罪チ區別スル重モナル理由ナランカ記シテ以テ識者ノ教チ乞フ

第八問 在監人ノ番號附ケ方ノ解答

東京 天狗 道人

警察監獄會雜誌第四号問答欄内チ見ルニ「在監人ノ番號ハ如何ナル附ケ方チ以テ最良トスル乎」問題アリ此問題ハ各地ニ於テ實行シツ、アル事柄ナレハ

問答

問答

其便否ト良否トニ就テハ已ニ其實驗ニ富ミ最良法ヲ
擇用セラレアルハ信シテ疑ハサル所ニシテ今茲ニ費
辯チ費スノ必要ヲ見サルト雖モ聊カ吾人ノ思フ所チ
記シ敢テ大方ノ教ヲ請ハント欲ス

夫レ在監人ノ衣服ニ番號ヲ附スルハ其番號ヲ以テ氏
名ニ代ヘ在監人ヲ稱呼スルニハ總テ其番號ヲ用ユヘ
キ精神ニ出タルト聞ク番號ヲ附スルニハ須ラツ此精
神ヲ參酌シ記憶ニ便スル爲メ可成小數ノモノヲ附ス
ル事ニ注意セサルヘカラス又番號ハ入監スル者アル
ト先ツ之ヲ附スヘキ成規 監獄刑施行 ナルチ必ス先ツ
名籍簿ヲ査閲シ據テ以テ其番號ヲ定メサルヘカラス

是レ坂ノ順序ナレハ名籍簿ニ記入スルノ番號ハ即チ
本人ノ番號ナリ其衣服ニモ宜シク其番號ヲ用フヘシ
而ノ名籍簿ハ在監人ノ種類即チ囚人刑事被告人懲治
人ニ就キ各別ニ之ヲ設ケ別冊ト爲ノ保存シ整理并ニ
搜查ニ便ニシ其番號ハ簿冊毎ニ一番ヨリ起設シ入監
ノ順序ニ依リテ各別ニ其番號ヲ終結スヘシ語ヲ換ヘ
テ之ヲ言ヘハ囚人名籍簿ニハ壹番ヨリ起設シ囚人ノ
入監順序ニ依リテ番號ヲ返附シテ之ヲ終結シ若シ囚
人中出獄スル者アリテ空番ノ生スルキハ該空番ハ其
後ニ入監スル所ノ囚人ニ附シ以テ該空番ヲ填補シ刑
務部管人懲治人ノ番號ニ當テテ之ヲ起設シ得ルコト能
ル

然ラハ合綴セシ平其合綴簿冊ハ大當トナリ獨リ簿
冊ノ整理ニ不可ナルノミナラス日常事務ノ整理上ニ
モ支障ヲ來シ不便甚カラサルヘキナリ必ス之ヲ囚人
名籍簿刑事被告人名籍簿懲治人名籍簿ト各別ニ調綴セ
サルヘカラス之ヲ各別ニ調綴セハ番號ノ順序ヲ知ラ
ント欲スルニ當リ各簿冊ヲ對照セサルヘカラスナルノ
不便アリ又一簿冊ニシテ其番號飛ヒ々々トナリ一番
ヨリ四番十番ヨリ廿番ト云フカ如キ順次ヲ逐ハサル
コト生スヘシ斯ク飛ヒ々々トナルハ萬一其名籍簿
中ノ一二葉ヲ取去リアルモ各名籍簿ヲ對照スル上ニ
アラサレハ果シテ何番ト何番カ破失シアルカヲ發顯
スルコト能ハサル不都合チ生セン夫レ如此不便不可
アル以上ハ到底名籍簿ノ番號ト衣服ノ番號ト同一ニ
爲スコト能ハサルナリ必スヤ之ヲ殊別シ一人ニテ二
個ノ番號ヲ爲セシメサルヘカラスナルナリ其不可ナル
コトハ已ニ前陳セルカ如シ又番號ヲ一列ニナセハ其
終番號ヲ見聞シ忽チ在監人ノ現在總員ヲ知り得ルノ
便益アリト云フト雖在監人ノ現在總員ヲ知ルニハ他
ニ幾多ノ方法アリ必スシモ衣服ト名籍簿トノ番號ニ
依頼スルニ及ハス敢テ一列ニナスノ一材料トシテ算
フヘキ程ノ價值ヲ有スルモノニアラサルナリ論シテ
此ニ至レハ名籍簿ハ在監人ノ種類ニ依テ各別ニ之ヲ

五十

監順序ニ依リテ其番號ヲ終ヘ出獄者アリテ其空番ノ
填補方モ亦囚人同様ニ爲スナリ或論者ハ之ヲ不可ト
シ頻リニ在監人ノ種類ニ拘ハラス一列ニ入監ノ順序
ヲ遂フテ番號ヲ附スルノ可ナルチ主張ス其理由トス
ル所ハ蓋シ一監獄内ニ同番号ノ生スルコトナク同番
号ノ爲メニ人違チナスカ如キ恐ナク又其終番號ヲ見
聞セハ忽チ在監人ノ現在總員ヲ知り得ルノ便益アリ
ト云フニ過キサルナリ吾人ハ甚タ感服スル能ハス却
テ其不可ナルチ認知ス請フ聊カ其理由ヲ辯セン論者
ノ說ニ據ルキハ番号ハ大數ニ上リ又囚人ノ次キニ刑
事被告人アリ刑事被告人ノ次キ復タ囚人アリ懲治人
アル等錯雜チ極メ記憶上甚タ困難ニシテ番号ヲ附ス
ルノ精神ヲ貫キ難ク且一人ニテ名籍ノ番号ト衣服ノ
番号ト二箇ノ番号ヲ有スルニ至ルニヨリ名籍簿ノ外
チ招致スルニ止リ更ニ其必要アルチ見サルナリ此手
數ト紛錯チ除カン爲メ假リニ名籍簿ノ番號モ亦在監
人ノ種類ニ拘ハラス一列ニ爲シ一號ヨリ入監順序ニ
依リテ終結シ衣服ノ番號ト同一ニ爲サン乎各在監人
ノ名籍ヲ合綴セサルヘカラス然ラサレハ番號ノ順序
ヲ知ラント欲スルニ際シ忽チ之ヲ捜査シ得ルコト能
ル

調綴シ其番號モ亦各別ニ一番ヨリ起設シテ各別ニ終
結シ空番ノ生スルキハ同種類ノ入監者アルキ之ニ附
填シ其衣類ノ番號ニモ名籍簿ノ番號ヲ用フルノ優レ
ルチ知ルニ足ル如此スルキハ一人ニテ二個ノ番號ヲ
有スルコトニシテ紛錯ノ憂ナク簿冊ノ整理ハ勿論其番
號ハ小數ニ止ルチ以テ記憶ニ易ク一舉兩全ト云ヘキ
ノミ而シテ假令一監視内ニ三個ノ同番號アルモ囚人
ノ拘禁スル所ト又之カ戒護ニ從事スル者ト刑事被告
人若クハ懲治人ヲ拘禁セル所ト之カ戒護ニ從事スル
者トハ各其所ト其人トチ異ニスルチ以テ同番號アレ
ハトテ決メ人違チ生スルカ如キ恐アルナシ故ニ番號
ハ在監人ノ種類ニ依リテ各別ニ之ヲ附シ名籍簿ノ番
號ト同一トナスチ以テ良法ト信スルナリ

巡閱規則註解(承前)

爰ニ囚人ノコトニ就キ一言セント欲スル要件アリ聊
査閱ノ範圍外ニ奔逸スルノ嫌ナキニアラスト雖讀者
參考ノ一助ニモナランカト贅筆ヲ走スルコト爾カリ
凡シ警察署ノ留置場ハ前項ニ於テ述ヘタル如ク小監
獄ノ性質ヲ帶フルカ故ニ之レニ留置スル者ハ在監人
即チ囚人トシテ視ルニ害ナシ其囚人ハ如何ナル場合

ニ於ケルモ署長或ハ署長ノ代理トシテ其責任ヲ負フ者ノ命アルニアラサレハ決テ留置場ニ拘收スルヲ得サルモノトス、違警罪犯ニシテ一時拘留スルモノハ成ルヘク輕罪以上ノ未決囚人ト混居セサルヲ要ス如何ナル場合ト雖男女囚人ト一居室ニ同置スヘカラス一事件ニ關シ共犯人ヲ拘留スルトキハ其談話ヲ防ク爲メ各別ノ監房ニ離居セシムヘシ若シ監房不足スルカ又ハ其構造全ク隔離スルニ適セサルモノハ恰當ノ方法ニ依テ其隔離ヲ圖ルヘシ

囚人ハ都テ留置場ニ入ル、前巡查(女囚ナルトキハ相當ノ婦人)ヲシテ其身体ヲ搜檢セシムヘシ危險ナル物品其他房内不必要ナル物品ハ悉ク取上ケ領置スヘシ之ヲ領置スルニハ囚人ノ面前ニ於テ物品目錄ヲ作り物品ト點合ノ上囚人ノ捺印ヲ要シ主任官之レコ檢印スヘシ此ノ物品ハ放免ノトキハ直ニ之レヲ還付ス或ハ其囚人他ノ官署ニ引渡サ、ルトキハ物品目錄ト共ニ領置ノ物品ヲ其官署ニ送付スヘシ囚人携帶ノ物品中殊ニ危險ニ屬スル物件ハ小刀、細引ノ類、若クハ貨幣等トス、其領置シタル物品ハ一ト纏メトナシ散逸セサル様相當ノ包裝ヲ施シ一々符標ヲ付シテ他ノ領置品トノ混同ヲ防クヘシ

如何ナル場合ト雖火鉢其他火氣ハ一切監房内ニ入ル警察署分署ニ於テハ囚人名籍ヲ製シ囚人ノ住所、姓名、年齢及嫌疑罪名ヲ記載スヘシ此名籍ニハ其領置品及下渡或ハ傳送ノ時日ヲ記載スヘキ欄ヲ設ケ置クヘシ又領置品ヲ下渡シタルトキハ其受領證ヲ徴シ或ハ他ノ官署ニ傳送シタル場合ニ於テハ其領收證ヲ求メ共ニ之ヲ囚人名籍ニ貼付シ置クヘシ

以上ハ囚人取扱上ニ付常ニ心得アルニ於テハ或ハ大過ナキニ庶幾カラソカ
在監人ニ接見ヲ請フ者アルトキハ其事由ヲ質シ要領ヲ聞キ然ル後之ヲ許否スヘシ其事ニ害ナキニ於テハ成ルヘク速ニ接見ヲ許スヲ要ス接見ノ際ニハ巡查ヲシテ之ヲ監守セシメ署長若クハ次席署員又ハ監督補助ノ巡查之レニ立會フヘシ其接見ノ場所ハ署内適宜ノ室ヲ撰ヒ囚人ト接見者ト手ヲ觸レ得サル位置ニ其隔ヲ保ツヘシ、在監人接見ニ付テハ監獄則施行細則第六章第八十六條第八十七條ニ照準シ之ヲ嚴行スヘシ、其書信ヲ通スル場合ニ於テハ同意第八十三條乃至第八十五條ノ規定ニ遵フコト勿論ナリトス
在監人ニ物品ヲ差入レンコトヲ請フ者アルトキハ監獄則施行細則第七章第八十九條乃至第九十一條ニ照準シ署長若クハ次席署員又ハ監督補助巡查立會巡查ニ於テ之ヲ檢査スヘシ其食物ハ差入人ヲシテ其一部

ヘカラス其他發火性ノ物品若クハ引火シ易キ物品ヲ遠サクヘシ
囚人大小便ニ出ルトキハ必ス看守人附添フヘシ未決囚ニ對シテハ特ニ注意シテ看守ノ間隙ヲ得セシムルヘカラス看守人ハ便所ノ戸ヲ開放シテ其前面ニ於テ看守スヘシ囚人ノ逃走ハ過半便所ヨリスルノ傾アリ故ニ夜分ハ便器ヲ監房ニ入レテ外出ヲ許サ、ル等ノ方法ヲ用ユルモ亦可ナリ

囚人ハ在監中謹直温順ナラサルヘカラス故ニ看守ノ巡查若クハ他ノ看守人ニ於テハ厚ク此點ニ注意シ其靜謐及ヒ安寧ニ關シテハ責任ヲ有スヘキモノトス尤モ囚人ノ罵詈若クハ暴行等最モ甚シキニ至ラサレハ之レニ抵抗スヘカラスハ勿論ナリ
食物ハ美ヲ撰ムヲ要セス麥飯蔬菜ニテ足レリトス然レトモ其量ノ少フシテ囚人ノ衰弱ヲ來タスカ如キハ避ケサルヘカラス地方ニ依リテハ一食一錢五厘ヲ以テ賄ハスモノアリ又ハ二錢五厘ノモノアリ物價ノ高低ニ從テ其差異ヲ生スナルヘシト雖甚シキ差異アルハ不可ナリ、囚人ノ在監時間六時間内ト見認ムルトキハ食物ヲ給セスシテ可ナリ尤モ署長又ハ其代理者ニ於テ囚人ノ健康上必要ト見認ムルトキハ此限ニアラス、飲料水ハ絶ヘス監房内ニ備ヘ置クヘシ

分テ試食セシムルヲ要ス凡テ差入物ニ對シテハ懇切ニ之ヲ取扱ヒ差入人ヲシテ畏懼ノ念ヲ生セシメ若クハ徒ラニ時間ヲ消費セシメテ之ヲ嫌忌スルノ心ヲ發セシムルコトナキヲ要ス
署長ハ少クトモ一日ニ一回若クハ二回留置場ヲ巡見シ在監人ヲ監視スヘシ在監人ニ於テ而陳ヲ請フ者アルトキハ直ニ就テ之ヲ聞クヘシ犯罪事件ニ關スル外ハ濫リニ訊問所ニ引出サ、ルヲ可トス
在監人ノ衛生保健ニ注意シ若シ疾病ニ罹ル者アルトキハ時々之ヲ慰問スヘシ

在監人ノ看守人(巡查若クハ其他ノ雇員)ニ在テハ看守場ニ於テ濫リニ交話スヘカラス又嚴ニ喫煙ヲ禁スヘシ交話及喫煙ハ大ニ囚情ニ害及ホスコトアリ
巡閱官ハ上來叙述シタル所ロニ就キ注意スヘシ竊ニ聞ク所ニ據レハ或ル地方ニ於テハ在監人ニ與フル食物ハ粗惡ニシテ且其量不足ナルカ爲メ囚人ノ苦情常ニ斷ヘサルモノアリト此ノ如キハ宜シク注意ヲ與ヘラレンコトヲ希望ス又許憑ノ湮滅ヲ防クノ手段トシテ在監人ノ面會ヲ許サス巡查ヲシテ之ヲ取次カシメ留置人ヨリ發スル信書ハ巡查之ヲ代書シテ發信スルモノアリト聞ク斯クテハ餘リ檢束ニ過キ適當ノ措置ト言フヘカラス巡閱官ノ最モ注意セラルヘキ所トス

遞傳護送ハ明治十五年二月太政官達第十號ヲ以テ規定セラレタルモノアリテ當局者既ニ之ヲ詳知セリ然レトモ實地護送上ニ關スル注意ノ要件ハ規則中一モ掲出スルコトナシ依テ其要領ヲ述ヘ以テ巡閱官ノ參考ニ供セント欲ス

遞傳護送ニ附隨セル所ノモノニシテ最モ錯雜ヲ極ムルモノハ費用ノ點ナリ是ヨリシテ規則ノ解釋上ニ議論ヲ生スルコトアリ故ニ此點ニ於テ詳細ナル解説ヲ作ラント欲スレトモ巡閱上ニハ關係ナキニ似タルヲ以テ茲ニ之ヲ説カス單ニ囚人取扱及ヒ護送途中ノ注意ニ關スル條件ノミヲ敘述シ以テ査閱ノ材料ニ供ス交通頻繁ナル街道ニ沿テタル警察署ニ於テハ囚人ノ遞傳護送ヲ受クルコト甚多ク一日ニ數回ノ受授ヲ爲スモノアリテ隨分困却スルコトアリ此際ニ於テ往々免レサルモノハ囚人受授ノ粗略ナル身体搜檢ノ不行肩、携帶品点檢ノ粗漏等ニヨリ物議ヲ起スコトアリ又囚人ノ逃走モ此ニ源因シ來ルコトアリ凡テ囚人ヲ受授スルニハ最初送出ノ府縣ニ於テ已決囚ナレハ其囚籍及處刑宣告書并囚人ノ所持品ヲ詳細ニ記載シ其罪重キカ又ハ輕罪ナルモ逃走ノ虞アリト見認ムルモノハ手錠若クハ腰繩ヲ施シ逃走ノ虞ナキト見認ムルモノハ懸繩ヲ施シテ發送スヘシ又未決囚ナレハ其請

ノ事ニノ怪シムニ足ラズト雖故意ニ車馬ナキ山中海濱ニ於テ之ヲ請求シ空シク日ヲ消シテ夜ニ入ルヲ峻キ逃走ヲ企ント圖ルアリ或ハ佳食美飲ヲ強請シテ口腹ヲ慰セント謀ルアリ其費用ハ勿論囚人ノ自辨タルヘキモノナレトモ事實疾病ノ有無ヲ檢査シ可成醫師ノ診斷ヲ受ケ歩行ニ差支アルノ外決シテ之レニ車馬ヲ給スヘカラス又囚人ノ賄ハ既ニ法條ノ定ムル所ニシテ濫ニ他ノ食物ヲ與フヘキモノニアラス若シ之レニ反シテ車馬飲食ヲ供給セハ護送者其責ヲ免レサルナリ曾テ某地方ニ於テ數名ノ囚人(最モ根強キ)ヲ護送スル途中人ノ機嫌ヲ取ル爲メ其請求ニ應ジ晝食ノ節相圖樂シテ酒肴ヲ喫シ護送者ハ囚人ノ饜應ニ預リタルコトアリ是ノ如キハ弊ノ最モ甚シキモノニシテ極メテ稀有ノ事ナルヘシト雖監督者ノ宜シク注意アルヘキ所トス

身体搜檢ニ就テハ無論油斷ナカルヘケレトモ曾テ某ノ所ニ於テハ遞傳ノ途中瀛車ノ内ニ於テ一囚ノ短刀ヲ懷ニスルヲ發見シタルコトアリ幸ニシテ瀛車内ニテ發見シタリ若シ之ヲ發見セスシテ山中若クハ人煙遠隔ノ地ニ至ラハ如何ナル危害ヲ發生セシヤ知ルヘカラス搜檢ノ事豈ニ慎マサルヘケンヤ

(未完)

縛ノ基因若クハ裁判所ノ移轉(譬ヘハ輕罪裁判所ヨリ重罪裁判所ニ移ルモノ)又ハ裁判所ノ管轄違ヒ等ノ場合)令狀ノ執行ナレハ其事由ヲ明瞭ニ記載シ(其所持ノ物品ヲ記載スルコト已決囚ト同シ)然ル後遞傳ニ付スヘシ而シテ此記載ノ粗漏ナルトキハ長途ニ在テハ終リニ至ルマテニ種々ノ間違ヲ生シ易シ之ヲ受取ルモノハ綿密ニ調査シ苟モ不明不審ノ廉アレハ護送者ニ質問シ其答辨ノ確實ヲ見認メタルトキハ之ヲ送付簿ニ記載シテ遞傳シ其答辨ノ不確實ナルモノハ一面之ヲ記載シテ發送シ一面直接送付ノ警察署ニ照會シ中途護送者ノ過失ナキヤ否ヤヲ吟味スヘシ又護送者ハ其携帶品ト送付簿トニ照合シテ受取者ノ檢印ヲ受ケ其受授ヲ明ニスヘシ

囚人ノ所持品ニシテ紛失若クハ遺失スルトキハ官損ニ歸スルモノナレハ護送者ニ於テハ充分注意ヲ要スヘキモノトス

護送者ノ行爲ニ付テ深ク注意スヘキモノアリ根強キ囚人ニ在テハ既ニ囚狀ニ慣レ荷モ間ノ乘スヘキアレハ途中ニ於テ無理ナル請求ヲ爲シ護送者ヲ困シメ逃走ヲ謀ルコトアリ護送者ニ在テハ唯一ニ逃走ヲ恐ルハカ故ニ請求ノ如何ナル種類ヲ問ハス之レニ應スル

○警察官信用論續(續)

尾陽 望 金 生

以上節儉ノ重ノスヘキ所以ヲ概説シタリコレヨリハ轉シテ其實質ナランコトヲ要スル所以ヲ一言セントス夫レ警察ハ之ヲ演劇ニ喩フレハ宛カモ所謂敵役ニ比スヘキモノカ敵役ハ脚色全體ノ最重要ノ役目ナリ此役ニシテ拙劣見ルニ堪ヘスンハ總テ舞臺ハ暗黒トナルヘシ警察ノ社會ニ於ケルモ亦タ大ニ其趣ヲ同フセリ若シ社會ニ警察ナカラソカ世間ハ倭焉闇黒トナラン警察ハ社會ノ公安ヲ助ケ個人ノ幸福ヲ護ルモノナリ然レトモ人ノ情トシテ善事ハ皆ナ已レ自ラノ功ニ歸シ惡事ハ悉ク他人ノ所爲ニ委セント欲スルノ常ナレハ警察ノ爲メニ安全ノ途ヲ得又ハ警察ノ爲メニ幸福ヲ保チタレハハトテ是ハ警察ナキモ吾レ能ク此ノ如クナリシナラント思テ別ニ警察ノ恩ヲ感セサルコトナリ一例ヲ舉ケレハ深夜門戸ヲ銷スヲ忘レテ警察官ノ注意ヲ受クレハ則チ將ニ言ントス吾今既ニ之レヲ爲ント欲セルナリ豈之レヲ忘レタルナランヤト人ノ顛迷執拗ナルコト概チ此類ナリ之レニ反シテ若シ自

己ノ過失ニ由リテ不幸損害ヲ蒙ルコトアラハ輒チ罪ヲ警察ニ歸スルチ憚カラサルヘシ例之ハ己レノ懈怠ニ由リテ女兒ノ看護チ飲キ之ヲシテ河ニ陥リ車馬ニ觸レテ負傷セシムルコトアツンカ則チ將ニ警察ノ保護ノ薄キチ怨マントス若シ閉戸チ怠リテ偷盜ノ害ニ遇ヘハ則チ警邏ノ稀練ナルチ不滿トセン尙ホ甚シキモノアリ例之ハ茲ニ濠渠アリ斷涯深淵ニシテ危險極リナシ故ニ警察ノ注意ニ由テ其縁ニ結繩セリト假定セヨ而シテ其欄ノ出來前後ニ濠中ニ陥落セル兒童アラハ前者ノ父母ハ必ス言フ欄ノ設遲キヲ以テ此災アリト而シテ後ノ者モ亦タ必ス言フ欄ノ設アリテヨリ以來油斷チ生シ遂ニ此大不幸ニ遇ヘリト結局不幸災難異變等凡ソ惡境ノ者ハ舉ケテ警察チ怨マサルナシ警察ハ到底世人ノ怨府タルチ免ルヘカラス此事態ハ萬國ニ通シテ皆ナ然リ獨リ我國ノミニアラサルナリ故ニ警察官タル者ハ最初ヨリ充分ニ此意チ了シ己レノ行クヘキ大道チ直進シ毫モ細故チ心ニ介スヘカラスナリ予ハ是チ以テ警察官ハ質實ナラサルヘカラスト言フナリ質實トハ稍々奇異ナルカ如ク聞フレトモ別ニ仔細トテアルニアラス實ハ質樸ト實直トノ二者チ合セ取リタルニ外ナラス質樸トハ眞率ニシテ修飾ナク意チ曲クルルナク禮儀チ事トスルナク正氣其體ト云

フカ如シ詳述スレハ吾心ニ正常ニ考フル儘不鈍不臆不阿不諂只管法律ト命令ト正理トニ從テ行動スルノ義務ナリ如何トナレハ修飾アリ意チ曲クルコトアリ虚禮チ事トスルカ如キアラハ必ス幾分カ擯斥ヲ被リ敵愾チ招クヘシサナキタニ警察ハ人ノ怨府タルチ免カレサルニ更ニ擯斥チ被リ敵愾チ招ク時ハ行務上幾干ノ困難チ將來スヘキヤ實ニ慎ムヘキコトナルヘシ予ノ所謂質樸チ換言スレハ公平ノ意トモナルナリ公平トハ均一平等無差別ノコトナリ吾ノ知ル人吾ノ好ム人吾ト志チ同フスル人等チ優遇スルカ如キハ公平ノ大義ニ戾ルナリ實直モ質樸ニ劣ラサル緊要事ナリ實直トハ吾心ニ恥チス疚シカラサル様ニ進動舉止スルコトニシテ吾當然爲スヘキ事チ爲シ爲スヘカラスルチ爲サハルチ謂フナリ暗ニ人チ苦メ隱ニ恨チ報シ有チ無トシ無チ有トスル等ハ皆チ質直チ傷クル所ナリ戒メサルヘケンヤ

予ハ大体警察官ハ信用全カラサレハ其職務チ盡スヘカラスト確認スルチ以テ聊カ本論チ草シテ當局諸君ノ机下ニ呈シ以テ諸君ノ愈々益々徳操ヲ研カレンコトヲ望ム言固ヨリ陳套ニシテ一モ觀ルニ足ルヘキナシト雖モ唯其赤心ヨリ出テタル質樸實直ノ意チ酌量セ

○警察官諸君ニ英語ノ研究ヲ望ム

帝國大學撰科卒業生可兒三隆稿

英語ヲ學フヘシ英語ヲ研究セスンハアルヘカラストノ論旨チ以テ今茲ニ警察官諸君ニ對シ喋々喃々スルハ無益ノ冗言ナリトシテ怪訝ノ念チ抱カル、コトモアラソカナレモ予ハ徒ラニ論辨チ好テ而テ筆チ弄スルモノニハアラサルチ其レ如何ニセン先ツ其理由チ開陳スヘシ

昔ハ莊周曾テ云ヘルコトアリ曰ク有用ノ用チ知テ無用ノ用チ知ラスト夫レ吾人ノ社會ニ棲息シ而テ視聽言動スルニ於テ物ノ何物タルチ問ハス有事ノ何事タルチ論セス今日有用ナリト信シ此チ以テ不變不易トスル所ノモノハ他日ニ至リ却テ無用ノ長物ニ變セサルチ知ルヘカラス又タ方今無用ノ事物ナリト了知シ之レチ放棄シタルモノモ將來ニ於テハ大有用大必要チ吾人ニ感セシムルコトアルハ則チ疑フヘキニハアラサルヘシ然リ而テ社會上ノ事物ハ興リモシ敗レモシ存シモシ滅シモスルコトアリテ其煩且ツ擾ナルハ果シテ如何トヤ其ノ紛擾煩雜チ極メタル間ニ於テ此一事此一物ハ今無用ナリトハ云ヘ將來ニハ必ス大有用ナル

ヘット洞察シ即チ無用ノ用チ知ルハ頗ル至難至難ナリ吾人ハ是レ完全ナル身體能力チ具有スルモノニアラスサレハ莊周ノ如キ智者アリテ而シテ其レチ洞察スルコトアリ此レチ識別スルコトアルニアラサレハ能ク了知スル能ハサルヘシ故ニ其無用ノ用ハ知ラズシテ猶ホ且ツ可ナリトシ莊周ノ誹謗ニ放任スヘシ然ルチ有用ノ用ハ知ラスシテ豈ニ可ナリトスヘケンヤ目下將サニ有用チ現ハサントシツ、アリ而テ將來ニ其大有用ヲ有スルコト明白地ニ了解セラレ得ヘク知ルニ容易ニシテ而テ無用ノ用チ知ルカ如キ困難アラサルニ之レチ知リ之レチ悟ルコトアルヤ動モスレハ輒チ目下ニ於テ有用ナルモノチ無用視スルコトアリ之レチ忽諸ニ附シ之レチ擯斥スルコトナキヤ是レ往々吾人ノ疑ナキ能ハサル所ナリ然リ而テ吾人ハ有用ナリツ、アリ及ヒ將來ニ大有用アルヘキモノト觀察セラレタルモノニハ最モ注意シ之レチ度外視セス之レチ輕忽ニ附スルコトナク心チ用ヒ力チ盡シ以テ孜孜屹々ノ勞チ執リ其有用ノモノヨリ利益チ得ル準備チ爲サスンハアルヘカラスルニ却テ注目セス雲烟ノ如クニ此レチ仰望シ悠悠々時機チ失シ大有用ノモノヲ放擲スルアラハ其レ何ト評スヘキヤ何ト論スヘキヤ有用ノ用チモ知ラストノ誹謗チ招カン反覆猛省セスンハアルヘカラス

ルト言フヘキナリ
 今夫レ外國語研究ノ如キ現今有用ニ迫リ而テ將來ニ於テハ尙ホ大有用大必要トナルヘキハ一目瞭然何ソ必シモ智者識者ヲ俟テ而テ后ニ知ルヘキノコトニアラサルヘシ吾人ハ此レカ有用ヲ洞察スル宛モ無用ノ用ヲ了知スヘキカ如ク困難ナルニアラス然ルニ警察官諸君ニ於テハ此有用ヲ洞察セラレタルヤ否ヤ世人ハ漸々之レヲ學ハスンハアルヘカラサルヲ知リ又タ之レヲ研究スルニ至レリ三五年ヲ出スシテ皆ナ之レヲ研究スルニ及フナルヘシ而テ警察官諸君ニシテ今日ヨリ之レヲ研究セラレサレハ大不便大都合ヲ醸スハ天ニ一点ノ疑フヘキモノナシ今ヤ諸君ハ之レヲ大有用ナリトシテ研究セラル、カ若シ無用ナリトシ之レヲ度外視セラレ輕々ニ看過セラルコトモアリトセハ則チ黄泉ノ下ニ於テ莊周二有用ノ用ヲモ知ル能ハスト笑ハル、コトナルヘシ莊周ノ如キハ誹笑スルモ一任シ願ミスシテ可ナリト雖モ國家臣民ノ爲ニ奉職セラレ有用ノ現ハレンスル時ニ於テ之レヲ研究セラレスシテ其レ將タ何トカ言ハン故ニ予カ之レヲ提醒シテ而テ此研究ヲ希望スルハ抑モ亦タ四海同胞ニ盡スヘキ一片ノ忠義心ト言フモ敢テ過言ニアラサルヘシト信ス

我國人ハ英タリ佛タリ獨タリ伊タルニ論ナク外國語ノ一種ハ必ス話シモ書キモシテ碍ケナキニ至ランコト最モ願望シテ己マサル所ナレト如何ニセン下級ノ諸民ニハ之レヲ播及セシメント欲スルモ宛モ木ニ縁テ魚ヲ求ムルト同ク極メテ困難到底出來得ヘキノ事業ニモアラサレハ庶民ノ上ニ立ツ所ノ諸士殊ニ警察官諸君等ニハ是非トモ之レヲ希ハサルヲ得サルナリ諸君ハ茲ニ陳述スルマテモナク庶民ノ上ニ立テ威望嚴然トシテ而テ其標目者トナリ其誘導者トナリ又タ其保護者トナリ國家ノ爲メ臣民ノ爲メ鞠躬力ヲ盡サルニシテハアルヘカラサルモノナレハ外國語ノ一種ハ口ニモシ筆ニモシ以テ不便不都合ノ生セサル如クアルヲ要ス今夫レ警察官諸君ノ之レヲ能クセラル、コト及ヘハ庶民ノ尊敬ヲ受ケテ其位地益々尙高ニ進ムハ則チ掩フヘカラサルモノナリ而テ臣民ノ保護上ニ於ケルモ大ニ便益ヲ得堂々タル大日本帝國ノ警察官タルニ毫モ慙愧スル所ナカルヘシ且ツ又タ我國ノ外國ヨリ侮辱ヲ被リタル治外法權ハ則チ我國進歩ノ要路ニ於テ早晚撤去セサルヲ得サル最大急務ナリ此最大急務ヲ實行スル即チ國權ヲ回復スルノ曉ニ臨メハ我國内ヲ開放シテ朱髯奴ヲ入レ而テ彼等ト共ニ薨テ並ヘテ難居セキルヘカララス然ル時ニハ則チ我社會ノシテ如何ナル事業ニ從事セラレントスルモ困難ナルヘケレハナリ以是テ可成ク迅速ニ之レヲ學ハルヘシ既ニ研究セラレ居ル諸君モアラハ大ニ黽勉セラルヘシ然ラスシテ悠然無用ナリ知ラスモ何ノ碍ケモナシトテ放棄セラレナハ其レ如何ン后日ニ至テ之レヲ究メ之レヲ學ハント欲セラル、モ嗚呼既ニ晚矣ト運暮ノ浩歎ヲ發セラレ臍ヲ噬マル、モ亦タ及フコトナルヘシ

形況ハ如何ニ變遷スヘキ乎前後左右皆チ朱髯奴ナラサルハナク相群集シ前ノ家ニハ「グレートン、モルゲンベル」ト呼ビ后ノ家ニハ「ボンジュア、モラシユ」ト談シ左右ノ家ニハ「グード、モーニング、サー」ト話スルノ形勢トナリタレハ何人ニアレ外國語ノ一種ハ可ナリニ心得居ラスシテハ其不便不都合ハ辨スルマテモナシ矧ンテ外國人等ヲ保護セサルヘカラサルノ職ヲ帯ヒラル、諸君コシテ之レヲ了解セス話セスニハ可ナリトスヘキヤ今日ニ於テ豫メ其用意即チ語學ノ研究ヲ爲サル、コソ天晴レ人民保護ノ權柄ヲ掌握セラル諸君ノ急務トモ言ヘケレ
 斯クノ如ク其職務ヲ執行セラル、上ニ就テ外國語ハ大有用トナルヘキノミナラス其一身上ニ於テモ尙ホ大利益アルコトハ照々タリ今日警察官ヲ奉職セラル、諸君ニシテ他日高等ノ官吏ニ昇進セラル、コトモアルヘクサテ其高等ナル官吏ニ任セラレタル時尙ホ一層外國語ノ有用ヲ感セラル、コトハ必然ノ至リ又タ高等ノ位地ニ上進セラレス半途ニシテ超然其職ヲ辞セラレ他ノ事業ニ着手セラル、ニ至ラハ尙ホ又タ一層甚シク之レヲ研究セスンハアルヘカラサルコトヲ感悟セラルヘシト信ス如何トナレハ則チ何人モ能ク之レヲ解シ之レヲ話スルコト方テ外國語ノ片辭ヲモ知ラス

職務上ハ勿論其一身上ニ於ケルモ亦タ外國語ヲ研究セラレサルヘカラサルハ既ニ如此キノナリ然レハ則チ何國ノ語タルヲ問ハス研究シタラハ可ナルカ如クニ了解セラレンカナレト予ハ就中英語ノ研究ヲ以テ希望セサルヲ得サルナリ抑モ何レノ國語タルニ關セス廣ク之レヲ研究スルハ大有用ナルノミナラス必ス究メサルヲ得サルモノナレト語學ヲ以テ専門トスル博言學者トナラル、ヲ望ムニアラス又タ碩學鴻儒ノ地位ニ至ラル、ヲ希フニアラスシテ唯タ一般普通ニ用ヒラルヘキ外國語ヲ練習セラル、ヲ以テ足レリトシ最モ必要ナリトス今能ク其最モ普通ニ用ヒラレタル國語ヲ注意セラレヨ英語ヲ以テ最大區域ニ用ヒラレタルモノトス是レハ此レ世界各國ニ於テ話セサルノ人ナク通セサルノ所ナシ地球上ニ最大ナル勢力

ヲ有スル國語ト言フモ敢テ溢美ノ言ニハアラサヘシ
 其レ然リ然ルヲ以テ我國ニ於テモ英語ノ練習ヲ目下
 ノ急務トシ警察官諸君ニ之レヲ希望セサルヲ得サル
 ナリ方今我國人ノ漸々ニ學ハントスル外國語ハ獨ニ
 アラス佛ニアラス伊ニアラスシテ則チ英語ナリ是故
 ニ數年ノ間ヲ出スシテ豎子牧童ト雖モ尙ホ能ク之レ
 チ解シ又タ話スルニ至ルヘキハ刮目シテ待ツヘキノ
 ミ噫警察官諸君ヨ英語ヲ措テハ他ニ研究スヘキノ國
 語ハアラサルナリ

斯ク陳ヘ去リ論シ來レハ或人ハ云フナルヘシ予ノ言
 ノ如キハ則チ善ナリ予ノ意ノ如キハ則チ可ナリ然レ
 氏日夜職務ニ執掌セラレ東奔西走ノ警察官諸君ニ向
 ヒ之レヲ請求スルハ大ニ正鵠ヲ失シタルニハアラス
 ヤ英語ハ究メスンハアルヘカラサルト其大有用ハ信
 セラレシナラン然ルニ其方辯モナク亦タ時間モナキ
 ナ如何ニセント予ハ大ニ時間ヲ消費セシムルヲ童蒙
 ノ如クナルヘシトノ意味ヲ有セサルモノナリ且ツ方
 辯ナキカ如キヲハ切望セサルナリ請フ試ニ之レヲ陳
 述センニ諸君ノ英語ヲ學ハル、ニ悠々タル時間ハ決
 テアルモノニアラスサレ氏之レヲ練習セラル、ニ何
 ヲ其レ許多時間ヲ要センヤ例ヘハ一日ニ二十分或ハ
 一時間ノ休息ハ少ク此レアルヘシ其時ニ被見セラ

ル、ニ於テハ何ノ困難モナカラン世ノ諺ニモアル如
 ク塵モ積レハ丘ヲ爲ストカ此位ノ時間ニシテモ勉學
 セラレテ而テ一ケ年又タハ一ケ年半ヲ經過セハ之レ
 ナ話シ且ツ解スルヲ得ヘシ其方法ニ於テハ現今汗牛
 充棟トモ言フヘク獨修ノ雜誌モアリ且其書籍モアレ
 ハ之レヲ購求セラレテ可ナルヘシ此如クナレハ則他
 ニ許多ノ時間ト勞力トヲ費サスノ其堂ニ入ルヘキノ
 予ノ信シテ疑ハサル所豈ニ易々タルノヲニアラスヤ
 首チ回ラシテ社會ノ進歩ヲ觀察セラレヨ其進歩ノ速
 カナル駭々乎トシテ宛モ駟馬モ及ヘカラサルニ似タ
 リ日ニ新ニ目ニ變シテ暫クモ息マヌ乃チ今日ハ是レ
 明治二十年以前ノ天地トハ大ニ相異リタリ將來ヲ推
 スモ亦タ然リ其進歩ニ隨伴スルニアラサレハ吾人ハ
 却歩ノ有様ヲ呈シ遂ニハ社會ノ下層ニ沈淪スルノ不
 幸ヲ被ムルヘシ世人ハ已ニ英語學ヲ研究セスンハア
 ルヘカラサルヲ知り漸々學ハントセリ然ルニ警察官
 諸君ニシテ之レヲ輕蔑セラレテ不問ニ附セラル、ト
 アラハ時期ヲ失ヒ悔ヲ遺スモ詮ナカルヘシ而テ其ノ
 有用ニナリ又將來ニ大有用ナルヲ須ク社會ノ進歩ヲ
 以テ推考セラレ之レヲ研究スルノ迅速ナルヲ欲シ予
 ハ偏ニ切望懇願ノ至リニ堪ヘス聊カ蕪言ヲ呈シ其注
 意ヲ促カスト云爾

● 本會雜誌自第一號至第三號既

● 本會々費並雜誌代金爲換振込

●本會雜誌自第一號至第三號既刊ノ分御購讀・御申越アルモ全ク欠本致候間右冊子ニ對スル御拂込ノ金員ハ第四號以下ニ繰込ミ受領致候間御承引相成タシ但再版ノ上ハ其旨廣告スヘシ

●本會雜誌遞送料ハ續者自辨ノ筈ニ付二科兼修員ト一科修業員トテ問ハス一部金五厘ノ割ヲ以毎集御拂込相成タシ但是迄送金無之向ハ次回ヲ以送金セラレタシ



●本會々費並雜誌代金爲換振込ハ東京四谷郵便支局受取人ハ主管磯村松元ニ宛ラレタシ右ハ往々他局ニ宛テ且主管ナラサル者ノ名宛ヲ以テ送金セラ、ル向不
少引出シノ際困難致候間爲念茲ニ廣告ス

●本會雜誌へ掲載ノ爲メ寄稿セラル、所ノ玉稿ハ用紙ノ種類何タルヲ問ハス一行廿三字詰トシ且字楷ヲ正シクシ雜誌發行十日
前ニ本會へ到着スヘキ様送付アラソトナク

●本誌記載ノ項目並定價送金ノ手續等左ニ廣告ス
 ○論説○雜報○内外通信○雜錄○批評○翻譯○
 問答○奇書○統計○法令伺指令

但紙數限リアルヲ以テ每號各科目ヲ悉皆掲載
 シ難キヲアルヘシ

○紙數大約六十頁以上○行數十六行若クハ廿一行
 ○詰字二段四十六字○毎月廿五日發兌

○一部金六錢○本會講義錄 金三錢○本會講義錄無
 代價○遞送料一部金五厘讀者自辨

○廣告料一行廿三字詰 十行以内金九錢
 十一行以上金八錢

○本誌ノ代價ハ正貨又ハ郵便爲換券(爲換不便ノ地ニ限リ五厘郵券一部ニ付一枚増)ノヲ但爲換ハ東京四谷郵便支局へ振込アルヘシ又本會會員ニシテ講義錄代價ト俱ニ送

金セラル、キハ其内譯書ヲ添付セラレタシ○本會會員ニシテ本別一科修業員其他會員外何人ヲ問ハ

ス雜誌購續ノ諸君ハ一冊若クハ數冊分ノ前金相添本會へ申込アルヘシ○本誌ハ當分店舖ニ於テ販賣不致且會員並申込ヲ受クルノ外餘分ニ印刷セサルヲ以テ臨時ノ要求ハ應シ得サルヲアルヘシ○本誌ハ前金領収ノ上ニ非サレハ一切發送セス

明治二十三年三月廿四日印刷
 明治二十三年三月廿五日出版

版權登錄

發行人 近藤劍二郎
 印刷人 丹羽百次郎

發行所 警察監獄學會
 東京四谷區荒木町二十二番地